

(案)

## 第2次阿賀野市人権教育・啓発推進計画



阿 賀 野 市  
阿賀野市教育委員会



ごあいさつ

令和6年3月  
阿賀野市長 田中 清善



# 目 次

## 第1章 計画の概要

---

1 基本的な考え方	1
2 策定の背景	2
3 計画の体系	6

## 第2章 市民意識調査結果等からみる現状と課題

---

1 市民意識調査の結果	7
2 課題	26

## 第3章 あらゆる場を通じた人権施策の推進

---

1 学校教育における人権教育、同和教育の推進	28
2 生涯学習における人権教育の推進	30
3 市民に向けての人権教育の推進	31
4 市職員に向けての人権教育の推進	32
5 事業者などに向けての人権教育の推進	33
6 相談体制の充実	35
7 人権問題に関する講演会・研修等	35

## 第4章 分野別人権施策の推進

---

1 女性の人権	37
2 子どもの人権	39
3 高齢者の人権	41
4 障がいのある人の人権	43
5 部落差別問題(同和問題)	44
6 外国籍等住民の人権	47

7 インターネット等による人権侵害	48
8 新潟水俣病患者やその家族の人権	49
9 性的指向・性自認にかかわる人権	50
10 犯罪被害者やその家族の人権	51
11 感染症と人権侵害	52

## 第5章 人権施策推進に向けて

---

1 庁内推進体制の整備	53
2 関係機関との連携・協働	53

### <参考資料>

#### 障害の「害」の表記について

阿賀野市においては、平成26年3月の第2次阿賀野市障がい者計画策定を機に、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや、当事者への配慮から、平成26年4月阿賀野市「障がい」ひらがな表記取扱指針を策定し、原則的にひらがなで表記することとしました。

ただし、法律名や固有名詞、専門用語などは、漢字で表記しています。

# 第1章 計画の概要

## 1 基本的な考え方

### (1) 計画策定の趣旨

国は、2000年(平成12年)、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下、「人権教育・啓発推進法(※)」という。)を制定し、この第5条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発に関する計画の策定と実施を求めました。

阿賀野市では、2016年(平成28年)3月、基本理念「元気で明るく活力のある魅力的なまち」を掲げた「阿賀野市総合計画」を策定し、その施策の一つとして「人権を尊重するひとづくり」に取り組んでいます。

そこで、市民一人一人が人権尊重の理念について理解を深め、「一人一人の人権が等しく尊重され、分け隔てなく参画できる社会」の実現を目指し、人権教育・啓発の取組を総合的にかつ計画的に進めるため、「阿賀野市人権教育・啓発推進計画」(以下、「推進計画」という。)を策定しました。この推進計画が5年経過したことから、人権教育・啓発に関する施策を引き続き進めるため、「第2次阿賀野市人権教育・啓発推進計画」を策定することとしました。

#### ※ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

この法律は、人権尊重の緊要性に関する意識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に、2000年(平成12年)12月6日に施行されました。

### (2) 計画の性格

- ① 本市における人権教育と人権啓発の施策を進めるための指針であり、各種個別の施策の基本となる計画です。
- ② 市民との協働及び国、県、関係市町村、関係機関、関係団体との連携・協力によって実現していく計画です。

### (3) 計画の期間

推進計画の期間は、2024年(令和6年)度から2028年(令和10年)度までの5年間とします。

なお、人権関係を取り巻く環境は、様々な社会情勢や経済情勢、国際情勢等により常に変化していることから、最終年にあたる 2028 年(令和 10 年)度に見直しを行う予定です。また、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

## 2 策定の背景

---

### (1) 国際的動向

1948 年(昭和 23 年)、「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とうたった「世界人権宣言」が国際連合(以下、「国連」という。)の総会において採択されました。

1966 年(昭和 41 年)には、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力をもたせるため、「国際人権規約」が採択され発効されました。

以降も、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」等多くの人権条約が採択され発効されてきました。

1994 年(平成 6 年)の国連総会においては、1995 年(平成 7 年)から 2004 年(平成 16 年)までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。その後、これらの取組を更に進めるため、2004 年(平成 16 年)の国連総会において「人権教育のための世界プログラム」が採択されました。

さらに、2011 年(平成 23 年)の国連総会において「人権教育及び研修に関する国連宣言」が行われました。

なお、人権の保障は、以前にも増して重要な国際問題となっており、2015 年(平成 27 年)の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、人権尊重の考え方が通底しています。このSDGsの達成に向けて、世界では様々な取り組みが進められています。

### (2) 国・県の動向

我が国においては、1946 年(昭和 21 年)に「基本的人権の尊重」をうたった「日本国憲法」が公布されました。この憲法のもと「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法律が施行されるとともに各種施策が実施されてきました。

また、国際社会の一員として、1956 年(昭和 31 年)に国連に加入し、国際的な取組の流れの中で「国際人権規約」をはじめとした人権諸条約の締結とそれらの趣旨を踏まえた国内法の整備、「国際婦人年」や「国際児童年」、「国際障害者年」等の多くの国際年に取り組むなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推



進されてきました。

国連決議の「人権教育のための国連 10 年」に関する国の取組として、1997 年(平成 9 年)に『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画(国内行動計画)が策定され、人権教育を推進するにあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題など9つの重要課題を掲げ、積極的に取り組むこととされました。

特に、我が国固有の人権問題である部落差別問題(同和問題)については、1965 年(昭和 40 年)に同和対策審議会から答申が出され、その答申の中で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である」と規定した上で、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、国において具体的な解決の方向性を明らかにしたことを受けて、1969 年(昭和 44 年)には「同和対策事業特別措置法」、1982 年(昭和 57 年)に「地域改善対策特別措置法(地対法)」、1987 年(昭和 62 年)に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」が施行され、同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、さらに、人権擁護活動の強化などが国をあげて取り組まれました。

これらの特別対策は、2002 年(平成 14 年)3月末まで 33 年間実施されてきました。

また、1997 年(平成 9 年)には、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備し、人権擁護に資することを目的にした「人権擁護施策推進法」が施行され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付け、同法に基づき人権擁護推進審議会が設置されました。同審議会において、1999 年(平成 11 年)には、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について、2001 年(平成 13 年)には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。

これまでの国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進審議会からの答申を踏まえた諸施策のより一層の推進を図るため、人権教育・啓発に関する施策については、2000 年(平成 12 年)に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に国の責務とともに、地方公共団体の責務と国民の責務が明記されました。

また、同法に基づき、2002 年(平成 14 年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、これにより、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることになりました。

2016 年(平成 28 年)には、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が公布され、恒久的な法律として国と地方公共団体の責務が規定されました。

また、同年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消推進法)」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組

の推進に関する法律(ヘイトスピーチ対策法)も施行され、国内の人権政策に大きな前進がもたらされました。

新潟県においては、同和対策事業特別措置法に基づき、1970年(昭和45年)に庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して同和問題の解決のために各種施策を行ってきました。

さらに、個別の人権課題ごとに、「新潟県長期総合計画」と整合した独自の計画や方針をもち、それぞれ人権に配慮した施策を実施しています。1998年(平成10年)には、福祉保健課に人権啓発室が設置され、2000年(平成12年)に「人権教育及び人権啓発に関する法律」が施行されたことに伴い、2004年(平成16年)に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が策定されました。この指針の中で、「市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務がある」と明記されました。

指針は、2020年(令和2年)に社会情勢の変化や障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消などの人権に関する法整備を踏まえ、全面改定を行いました。

さらに新型コロナウイルス感染症が発生し、感染者への差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取組をより一層推進するために、2021年(令和3年)にも改定を行ったところです。

また、地域の人権問題として2009年(平成21年)に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、新潟水俣病患者の福祉の増進と理解を深め、偏見や中傷をなくすための教育啓発の推進、地域に及ぼした深い亀裂の修復などを目的に様々な施策を行っています。

### (3)阿賀野市の現状

2004年(平成16年)に安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村の4町村が合併し、新市として、阿賀野市が誕生しました。

阿賀野市においては、市民生活課に相談係を設け、人権に関わる各種相談活動及び啓発活動を行ってきました。

また、学校教育課及び生涯学習課とともに人権教育の推進を進め、一人一人が人権の意識や重要性を認識し、人権が尊重される社会を築くことを目指してきました。

特に学校教育においては、いじめ防止と解消のために、各種研修会などを通じて教職員の理解を深め、人権教育、同和教育の推進に努めています。

2011年(平成23年)には、法律事務所等の第三者による戸籍等の不正取得事件が発生したことによって、不正な交付請求を抑止するために本人通知制度(※)を実施し

---

※ 本人通知制度

本人以外の第三者からの請求によって戸籍謄本や住民票の写しなどを交付したことを登録した本人に通知する制度です。

ました。また、近年、インターネットにおける人権侵害が深刻化したことからインターネット掲示板等への悪質な差別書き込みを監視するモニタリング事業を開始しました。

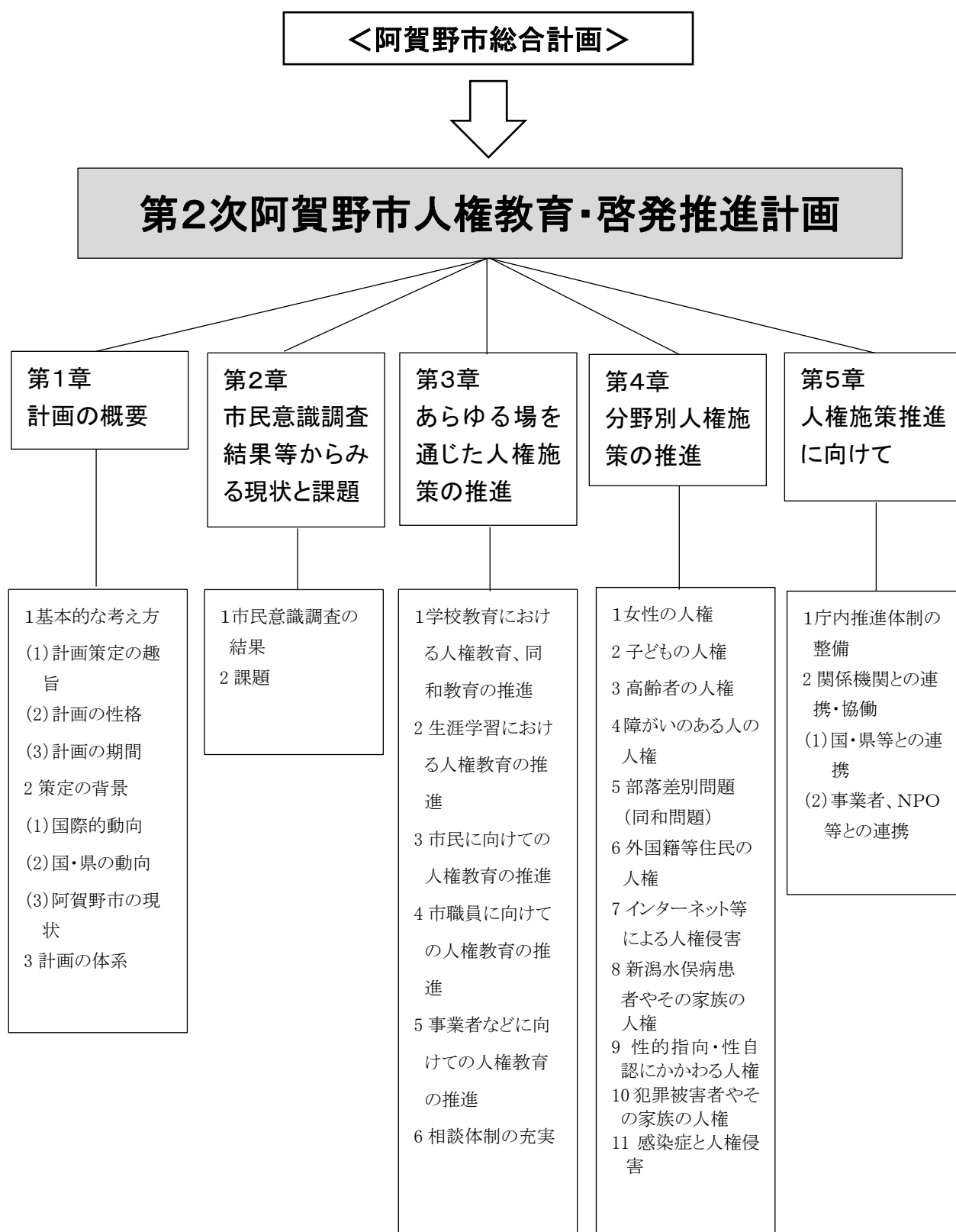
2015年(平成27年)には、一人一人が生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指す「阿賀野市高齢者福祉計画・第6期阿賀野市介護保険事業計画」と一人一人が生き生きと安心して、ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現するために「第4期阿賀野市障がい福祉計画」をそれぞれ策定し、各分野において人権に配慮した施策を推進するとともに、高齢者や障がい者の虐待、配偶者への暴力など人権に関する様々な問題解決に向けた支援を行ってきました。

2021年(令和3年)には、「第4次阿賀野市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているところです。

2022年(令和4年)に実施した「まちづくりアンケート」の結果を見ると、「差別や偏見のないまちになっていると感じる市民の割合」は49.2%と約半数の市民がまだまだ人権が尊重されていないと感じています。

そのため、第2次推進計画を策定し、人権尊重の理念が根付き、差別や偏見のないまちの実現を目指して施策を一層推進していくこととしました。

### 3 計画の体系



## 第2章 市民意識調査結果等からみる現状と課題

### 1 市民意識調査の結果

本市では、人権が尊重される社会の形成をめざし、人権に関する施策を効果的に実施するための基礎資料として、2017年(平成29年)4月に「人権に関する市民意識調査」を実施し、2018年(平成30年)に「阿賀野市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。今回、第2次推進計画を策定するにあたり、2022年(令和4年)に「人権に関する市民意識調査」を実施しました。

調査の概要は、次のとおりです。

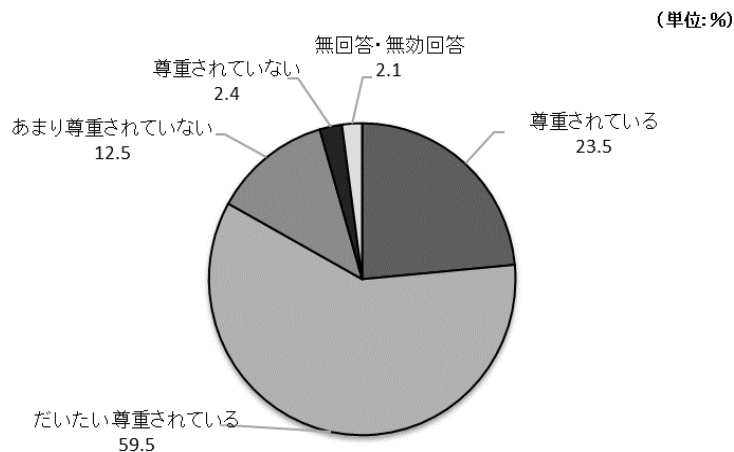
#### 〈調査の方法〉

##### ○人権に関する市民意識調査

阿賀野市在住の18歳以上の市民より無作為に抽出した1,000人に対して、郵送による無記名アンケート方式の調査を実施しました。回収件数は425件で、回収率は42.5%でした。

前回調査と比較すると、6.2ポイント増となりました。

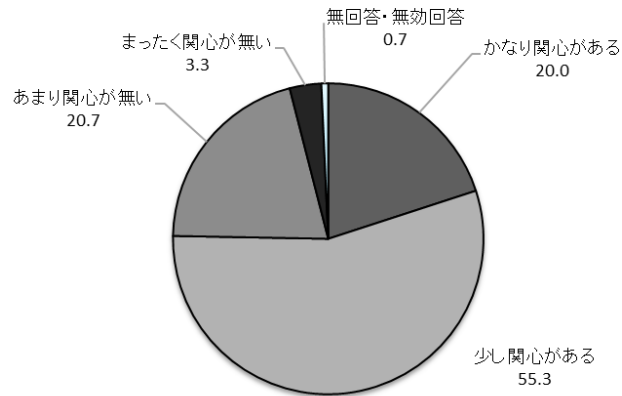
#### (1)阿賀野市は、すべての市民の人権が尊重されていると思いますか



- ・ 阿賀野市のすべての市民の人権については、「だいたい尊重されている」が最も多く59.5%でした。
- ・ 「尊重されている」「だいたい尊重されている」の合計は83.0%で前回より1ポイント上昇しました。「あまり尊重されていない」「尊重されていない」の合計は14.9%で、0.3ポイント増となります。

## (2) 人権や差別問題にどの程度関心を持っていますか

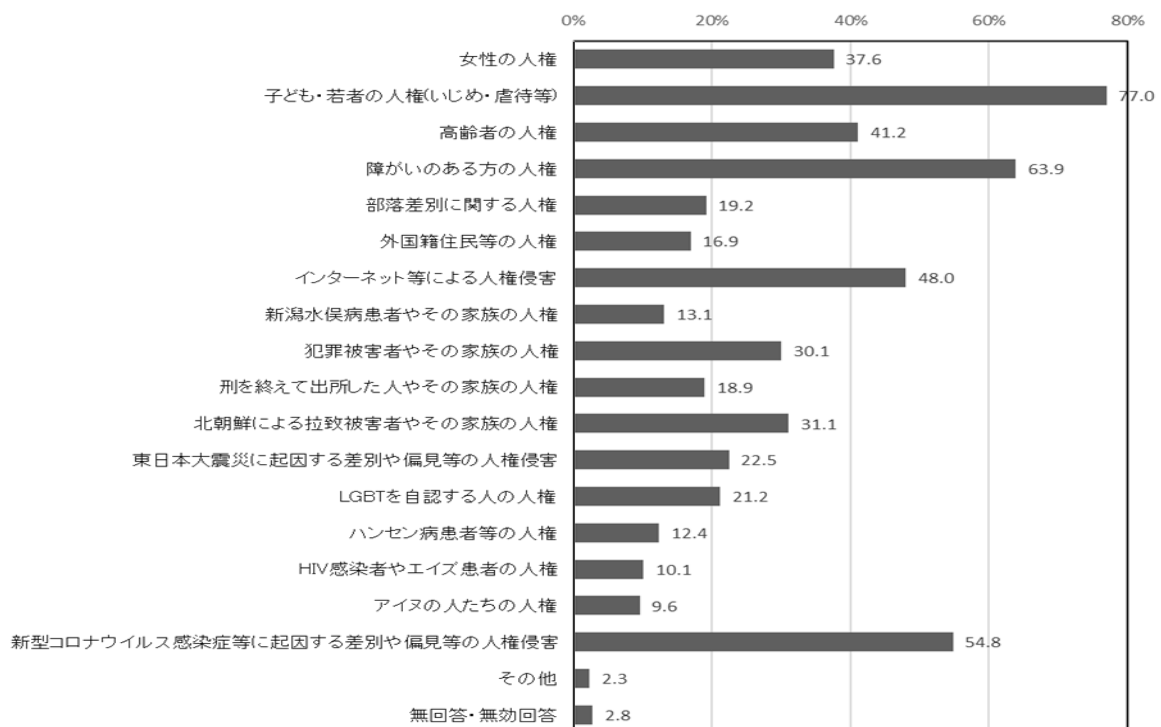
(単位:%)



- ・ 人権や差別問題への関心は、「少し関心がある」が最も多く 55.3%で前回より 4.4 ポイント低くなりました。
- ・ 「かなり関心がある」「少し関心がある」は合計 75.3%で 1.8 ポイント低くなり、「あまり関心がない」「まったく関心がない」は合計 24.0%で、12.2 ポイント多く、人権意識はそれほど高まっていません。
- ・ 今後も継続して一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深める必要があります。

## (3) 関心のある人権問題(複数回答)

(単位:%)

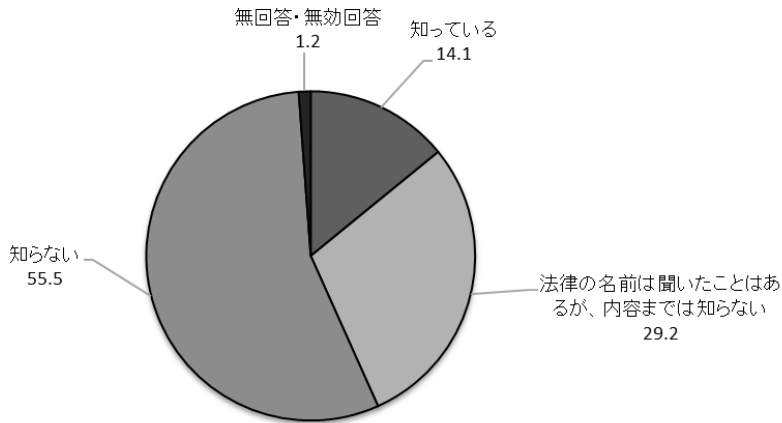


- 関心がある人権問題では、「子ども・若者の人権(いじめ、虐待等)」が 77.0%(前回より5ポイント増)と最も多く、次いで「障がいがある方の人権」が 63.9%で前回より 3.1 ポイント増、「新型コロナウイルス感染症等に起因する差別や偏見等の人権侵害」54.8%(新規)、「インターネット等による人権侵害」48.0%で前回より 16.3 ポイント増、「高齢者の人権」41.2%で前回より 8.4 ポイント減、「女性の人権」37.6%で前回より 2.7 ポイント減という結果となりました。
- 前回の調査と比較して、特に高くなった項目は「インターネットによる人権侵害」であり 16.3 ポイント増となりました。
- 「その他」として、「男性の人権」、「生活地域・環境の差」などがあげられました。
- 自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、お互いに尊重し合うことが求められています。

#### (4)差別を解消するための法律について(新規)

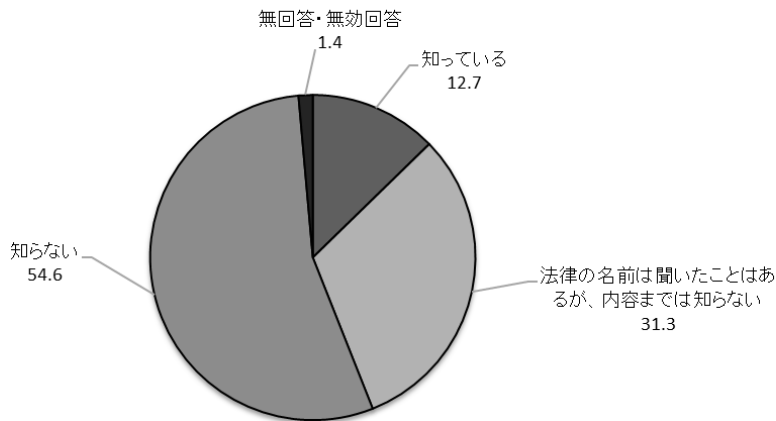
##### ①障害者差別解消法の認知

(単位:%)



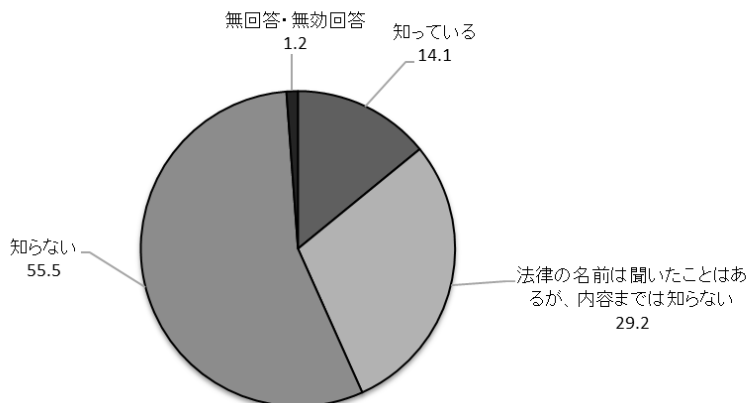
##### ②ヘイトスピーチ解消法の認知

(単位:%)



##### ③部落差別解消推進法の認知

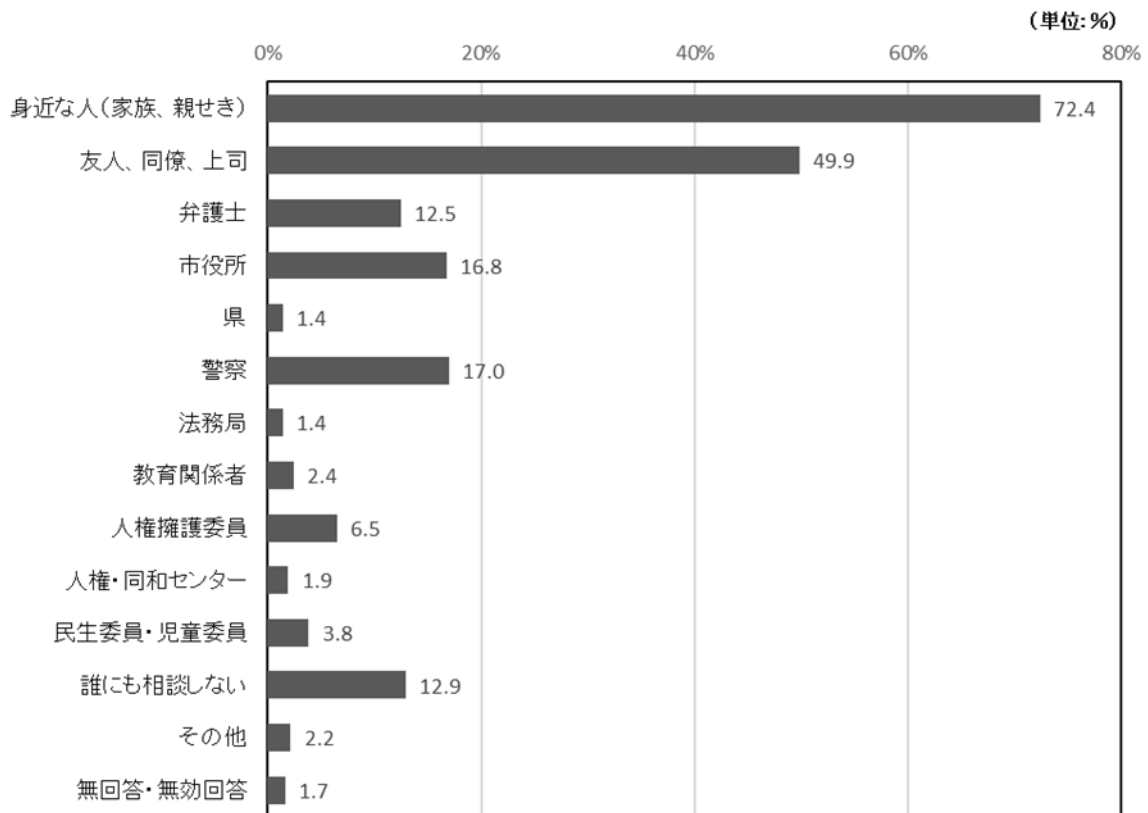
(単位:%)



- それぞれの法律を「知っている」と回答した人は10%強であり、約30%の人が法律の名前を聞いたことがあるが、内容までは知らない」と回答しました。
- どの法律も50%以上の人が、それぞれの法律を「知らない」と回答しました。



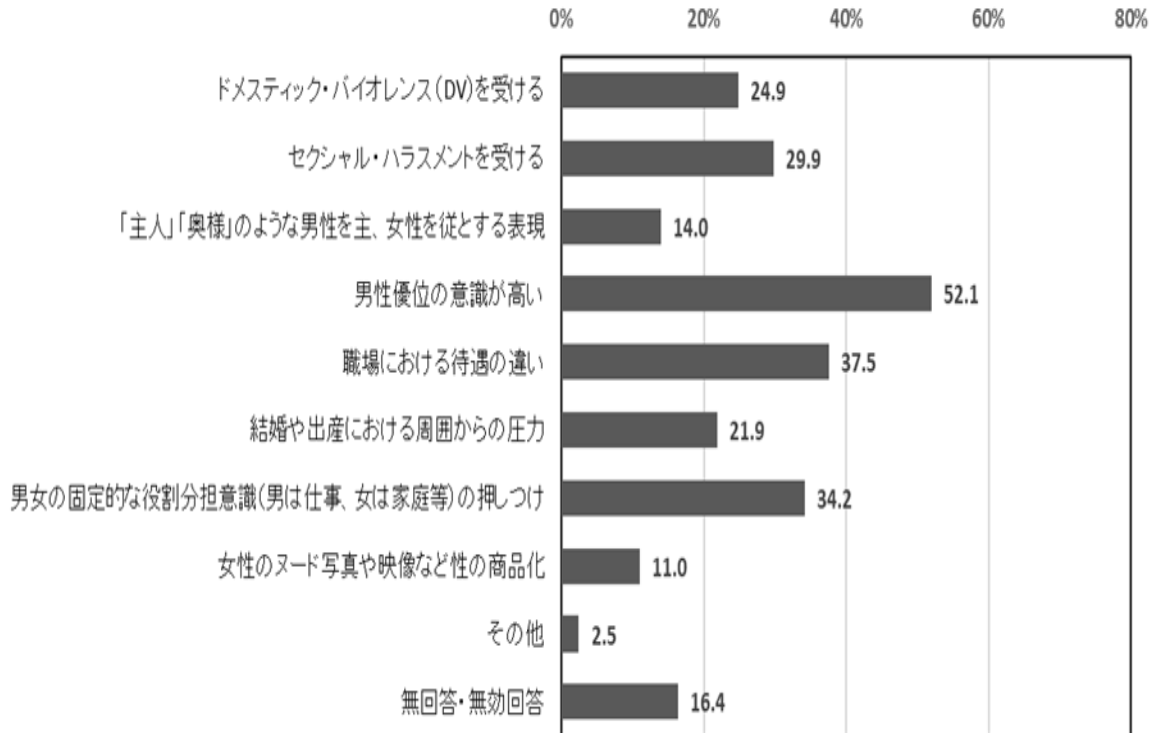
### (5) 人権を侵害された場合の相談先(複数回答)



- ・ 人権が侵害されたときの相談先は、「身近な人(家族、親せき)」が 72.4%(前回 69.3%)と最も高く、次いで「友人、同僚、上司」49.9%(前回より 4.9 ポイント増)と周囲の人に相談することが多いという結果となり、前回と同じ順となりました。公的機関では「警察」17.0%で前回より 2.1 ポイント増、「市役所」16.8%で前回より 1.2 ポイント減の順で多く、「誰にも相談しない」は 12.9%で前回より 0.7 ポイント増でした。
- ・ 「その他」として、「SNSに発信」、「どこに相談したらよいのか分からない」という意見もありました。
- ・ 誰もが相談先となり得るため、一人一人が人権問題に関心をもち、人権に関する理解や知識を深めるよう取組が必要です。
- ・ 誰にも相談しない人が 12.9%いることから、公的機関へ気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や関係機関との連携強化が求められています。

## (6) 女性の人権が尊重されていないと思うこと(複数回答)

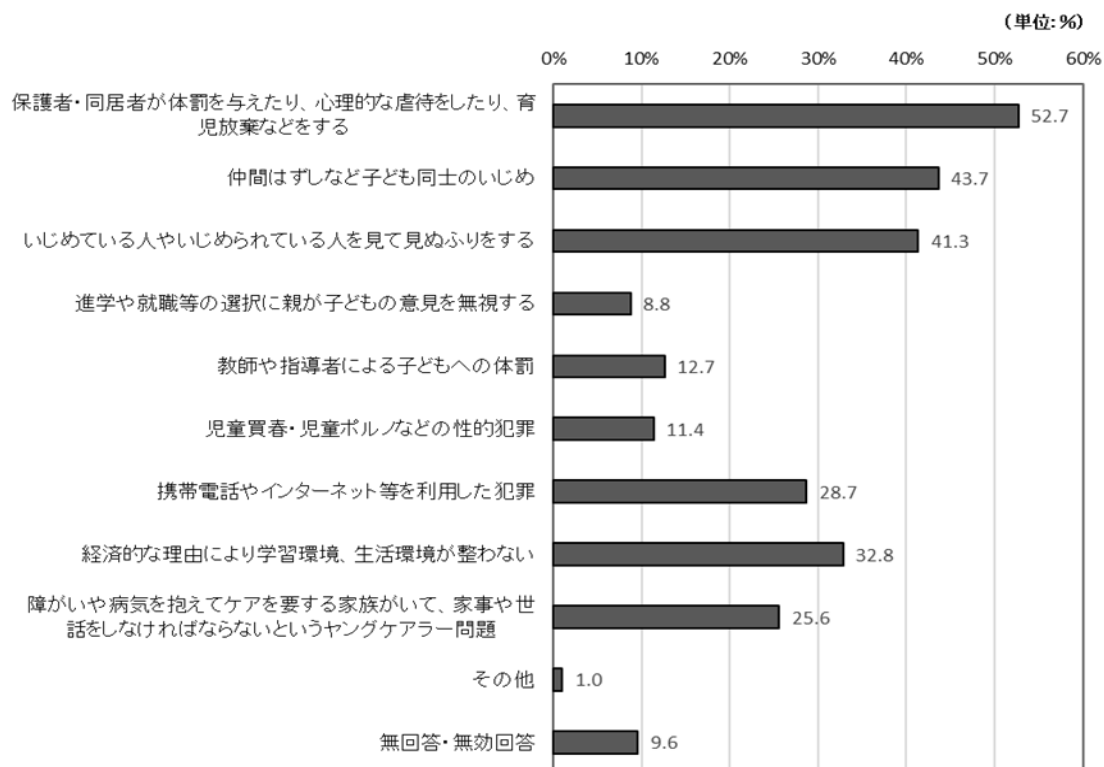
(単位:%)



- 女性の人権について尊重されていないと思うことは、「男性優位の意識が高い」52.1%で前回より、12.9ポイント増加、「職場における待遇の違い」37.5%で前回より5.7ポイント増加、「男女の固定的な役割分担意識(男は仕事、女は家庭等)の押し付け」34.2%(前回より7.4ポイント高く)の順となりました。
- 「その他」として、「結婚や出産している女性とそうでない女性の仕事の差」、「男性が虐げられる事は良いのか」があげられました。
- 性別で役割を固定的にとらえる意識や働く場での差別が依然として残っています。
- 男女共同参画への意識啓発、男女がともに働きながら家事・育児・介護などを両立できる環境の整備、配偶者や恋人などによる暴力の防止や被害者への支援などが必要です。

## (7)子ども・若者の人権に関する問題

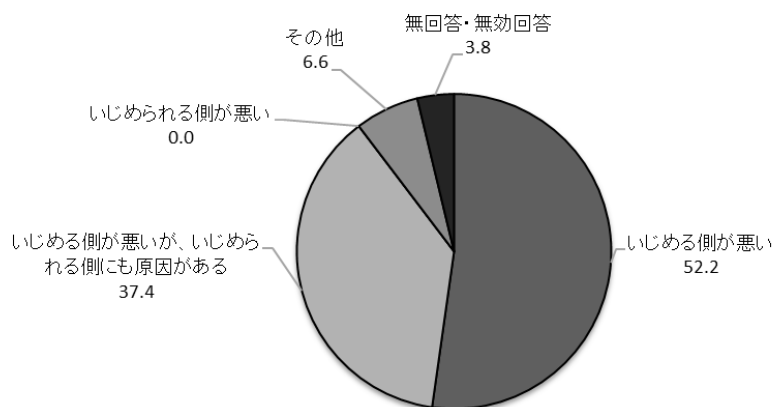
### ア 子ども・若者の人権が尊重されていないと思うこと(複数回答)



- ・ 子ども・若者の人権について尊重されていないと思うことは、「保護者・同居者が体罰を与えたり、心理的な虐待をしたり、育児放棄などをする」52.7%、「仲間はずしなど子ども同士のいじめ」の 43.7%、「いじめている人やいじめられている人を見て見ぬふりをする」41.3%、「経済的理由により学習環境、生活環境が整わない」32.8%、「携帯電話やインターネット等を利用した犯罪」28.7%の順となり、子どもの人権を取り巻く環境は一層厳しい状況となっています。
- ・ 「その他」として、「18歳未満という理由で選挙権がない事」、「子供を使ったプロパガンダ」などがあげられました。
- ・ 子どもに大きな影響を与える虐待やいじめの深刻さが増しています。
- ・ 子どもが安心して生活できるよう、子どもと共に親世代にも子どもの人権を尊重することが求められています。

## イ 子ども・若者のいじめ問題をどう思いますか

(単位:%)



- いじめ問題についてどう思うかは、「いじめる側が悪い」52.2% (前回より 2.5 ポイント増) が過半数で最も多く、次いで「いじめる側が悪いが、いじめられる側にも原因がある」37.4% (前回 37.0%) という結果となり、いじめ問題について誤った認識をもっている人の割合が多いことが分かります。
- 「その他」として、「双方に関わっている大人の責任が大きい」、「一概には決められないと思う」、「子供は元来残酷でわがまま、人間として永久に解決しない問題」などがあげられました。
- 一般的に人権侵害は、された側は傷つくが、した側は無意識だったり、気づいていなかったりすることも多いのですが、いじめはいかなる理由があっても許されない人権侵害であるという認識を社会全体で醸成し、いじめ根絶の取組を推進していく必要があります。
- いじめを受けた子どものケアなど、いじめ問題への対応充実が求められています。

### 阿賀野市いじめ防止基本方針より

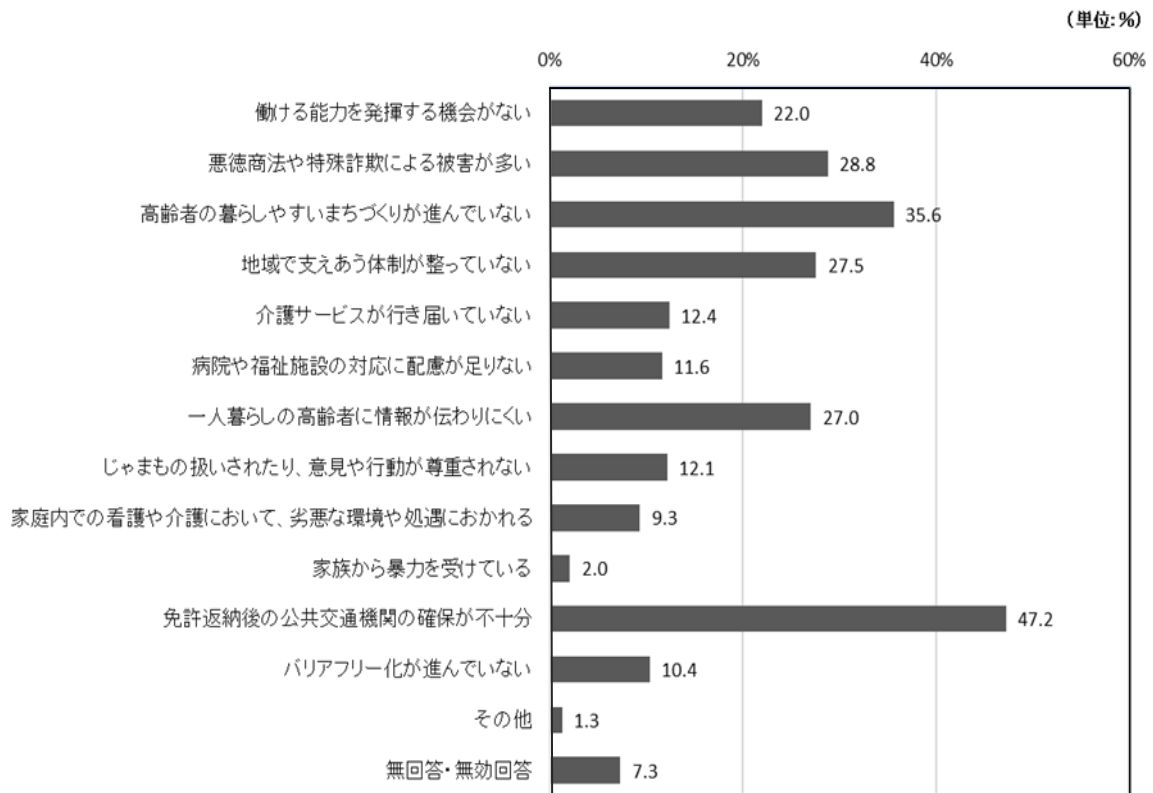
#### ●いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

#### ●いじめの類似行為の定義

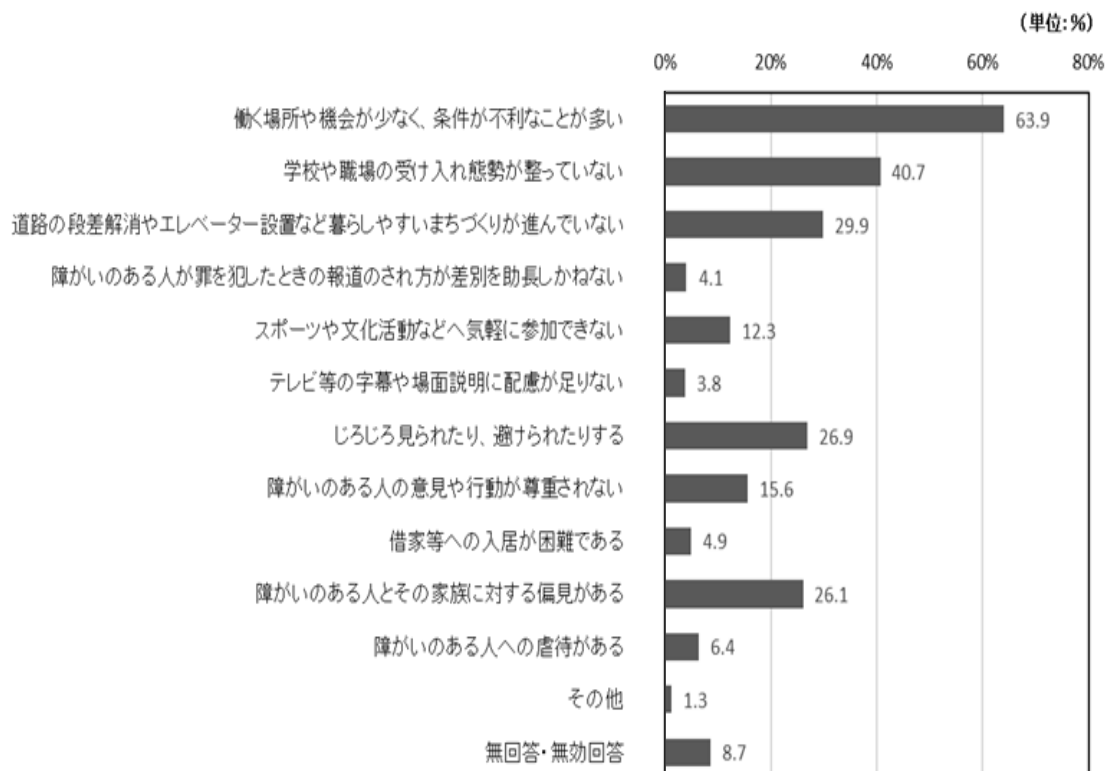
いじめの類似行為とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該児童生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性(がいぜんせい)の高いものをいいます。

## (8) 高齢者の人権が尊重されていないと思うこと(複数回答)



- ・ 高齢者の人権について尊重されていないと思うことは、「免許返納後の公共交通機関の確保が不十分」47.2%、「高齢者の暮らしやすいまちづくりが進んでいない」35.6%、「悪徳商法や特殊詐欺による被害が多い」28.8%、「地域で支え合う体制が整っていない」27.5%、「一人暮らしの高齢者に情報が伝わりにくい」27.0%の順となり、外出にかかる支援の充実や住み慣れた地域で可能な限り、自立した生活を送ることが求められています。
- ・ 「その他」として、「施設入居希望者の待機者」や「十分尊重されていると思う」などがあげられました。
- ・ 高齢者に対する扱いや虐待など人権が尊重されていない状況が見受けられます。

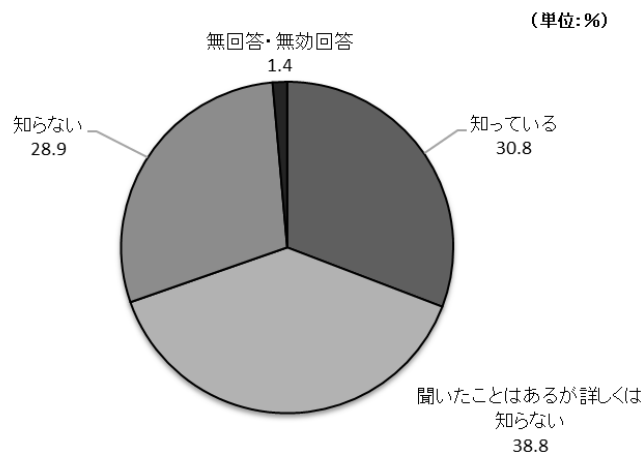
## (9)障がいのある人の人権が尊重されていないと思うこと(複数回答)



- 障がいのある人の人権について尊重されていないと思うことは、「働く場所や機会が少なく、条件が不利なことが多い」が63.9%(前回58.0%)と最も多く、次いで「学校や職場の受け入れ態勢が整っていない」40.7%で前回より4.8ポイント増、「道路の段差解消やエレベーター設置など暮らしやすいまちづくりが進んでいない」29.9%で前回より1.7ポイント増、「じろじろ見られたり、避けられたりする」26.9%で前回より2ポイント増、「障がいのある人とその家族に対する偏見がある」26.1%で前回より3.7ポイント減の順となりましたが、障がいのある人への理解が十分ではない状況です。
- 「その他」として、「障害がひとくくりになっていること」、「現状を知らないので返答できず」などがあげられました。
- 障がいのある人ということで、就業や社会活動の参加制限などの状況が現れています。
- 誰もが互いに人格と個性を尊重し、支えあい「ともに生きる」まちづくりをめざして、障がいのある人の自立と社会参加を支援する取組が求められています。

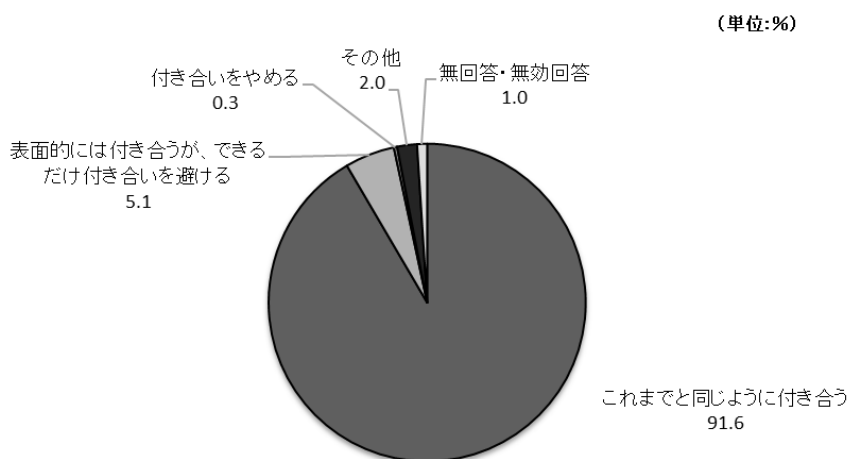
## (10) 部落差別問題(同和問題)について

### ア 同和問題や同和地区がある認知



- 部落差別問題(同和問題)を知っているかについて、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」、「知らない」の合計が67.7%で前回より5ポイント多く、理解が十分ではない状況です。
- 市民一人一人が同和問題の正しい理解を深めるために、学校や地域などあらゆる場において、人権教育、同和教育及び人権啓発の推進が求められています。

### イ 親しく付き合っている人が被差別部落出身者とわかった場合、あなたはどうしますか



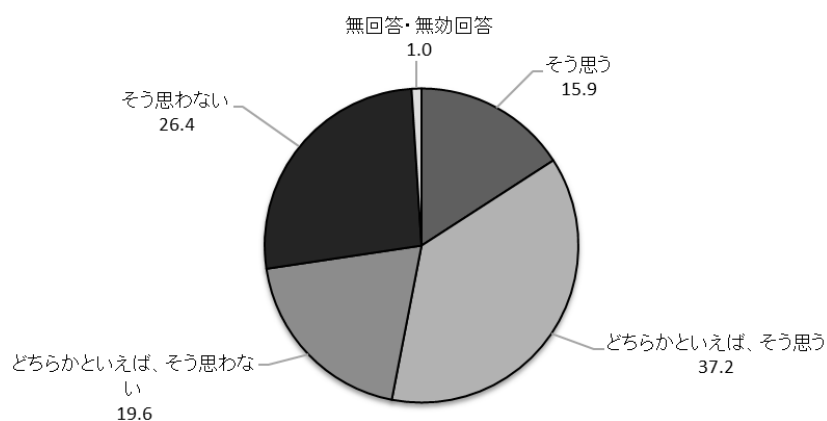
- 親しく付き合っている人が被差別部落出身とわかった場合、「これまでと同じように付き合う」が91.6%(前回86.5%)と最も多いが、「表面的には付き合うが、できるだけ

け付き合いを避ける」5.1% (前回 4.9%)、「付き合いをやめる」0.3% (前回 1.1%)と回答した人もおり、同和地区に対する偏見がまだ残っていると考えられます。

- ・ 「その他」は、全て「わからない」という意見でした。

#### ウ 「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」という意見について

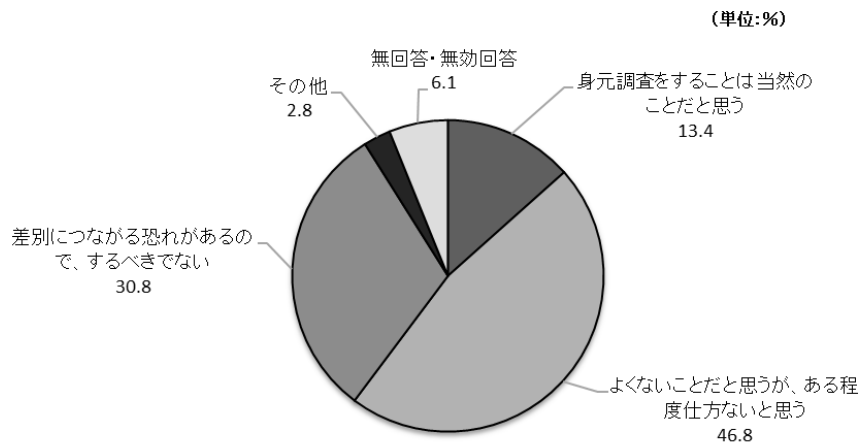
(単位:%)



- ・ そっとしておけば部落差別は自然になくなるという意見については、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計は 53.1%で、前回より 6.7 ポイント減少しました。また、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の合計は、46.0%となり、前回より 10.3 ポイント増加しました。
- ・ いまだに5割以上が誤った認識をしていることから、今後も市民一人一人が正しく同和問題を理解し、向き合うことが求められています。
- ・ 同和問題に対する認知度に加え、問題を解決するという観点では、前回よりも高くなっていることは評価できます。



## (11) 身元調査についてどのように考えますか

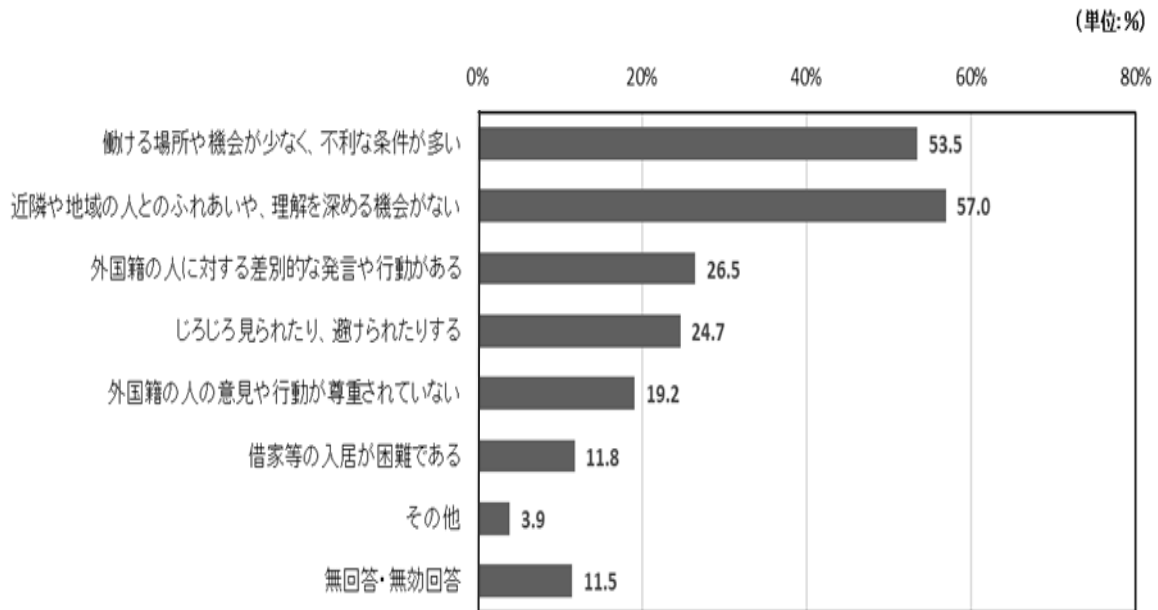


- ・ 身元調査<※>についてどのように考えるかについては、「差別につながる恐れがあるので、するべきではない」が30.8%にとどまり、「良くないことだと思うがある程度仕方ないと思う」「当然のことだと思う」の合計は60.2%と憂慮する事態で、身元調査の必要性の認識を誤っている状況が伺えます。
- ・ 「その他」として、「必要書類の提出で足りると思う」、「目的による」、「身元調査をしたことにより差別的行動をすることがなければしてもいいと思う」、などの意見が寄せられました。
- ・ 身元調査は、差別など人権侵害につながる恐れがあります。これまで全国では、法律事務所等の第三者による戸籍等の不正取得事案が発生しています。このため、一人一人が人権問題に関心を持ち、人権に関する理解や知識を深める啓発が必要です。
- ・ 本人通知制度の普及に努め、戸籍等の不正取得による個人の権利侵害の抑及び防止が必要です。

### ※ 身元調査

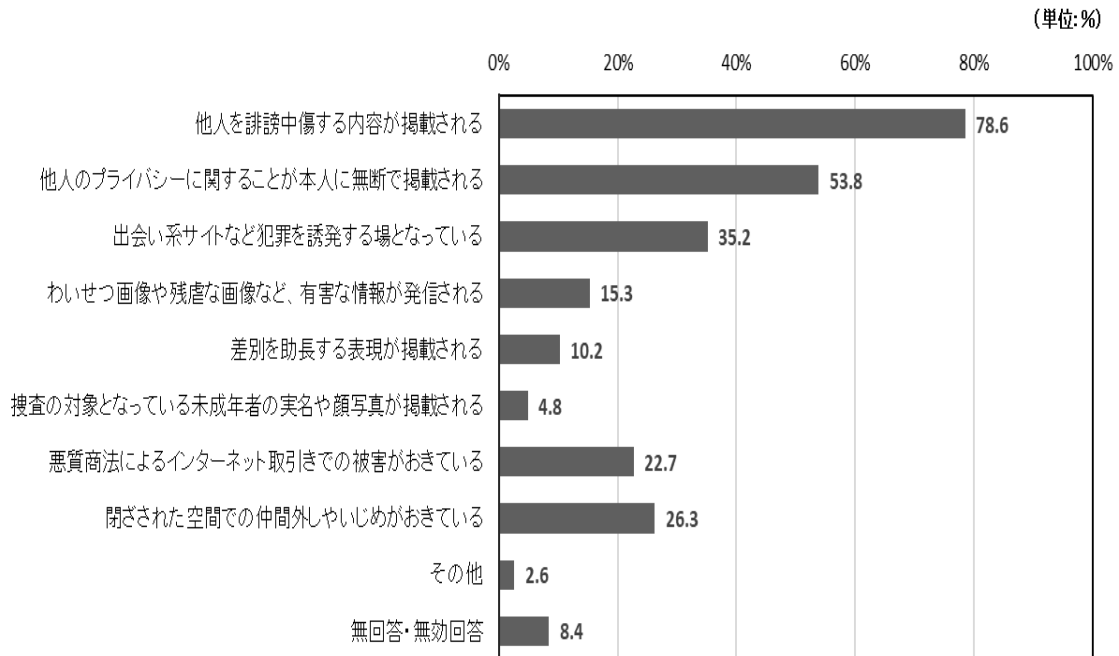
本人の意に反して行われる他人の身元(本籍、経歴、家庭環境、思想・信条、資産等)を調べることをいいます。従業員の採用、結婚、金銭消費貸借等の際に行われることが多く、興信所(探偵)等民間の機関に依頼して調査をすることもあります。

(12) 外国籍住民の人権が特に守られていないと思うこと(複数回答)



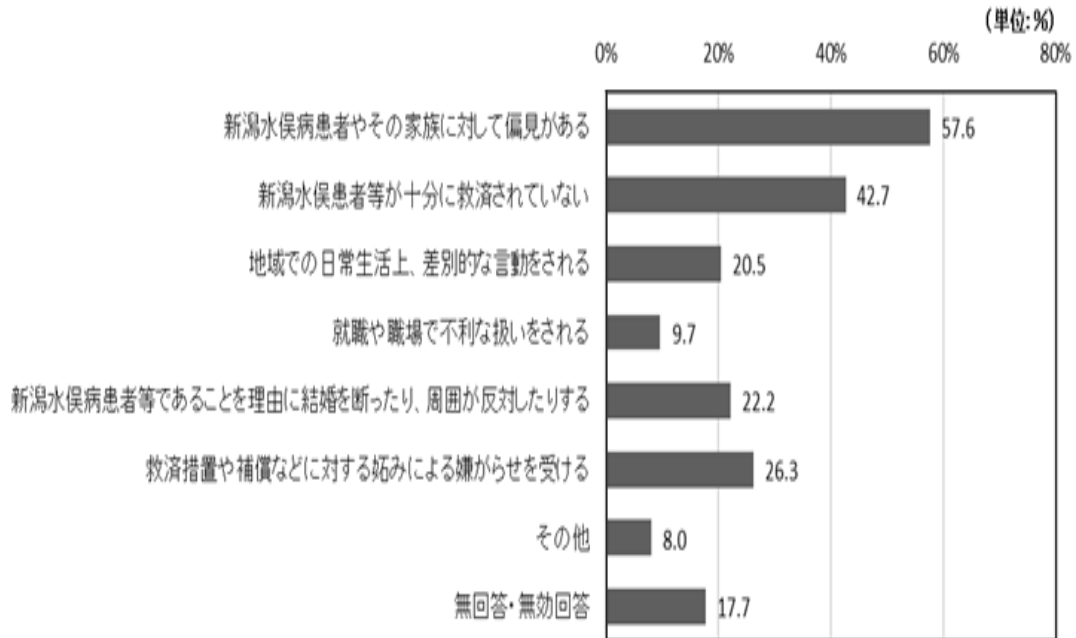
- ・ 外国籍住民等の人権が特に守られていないと思われることは、「近隣や地域の人とのふれあいや、理解を深める機会がない」57.0%で前回より 5.9 ポイント上昇しました。「働ける場所や機会が少なく、不利な条件が多い」53.5%で 15.4 ポイント高く、「外国籍の人に対する差別的な発言や行動がある」26.5%で 6.6 ポイント高く、「じろじろ見られたり、避けられたりする」24.7%で 2 ポイント高く、「外国籍の人の意見や行動が尊重されていない」19.2%で 6.8 ポイント高くなっています。
- ・ 「その他」として、「他言語での会話で嫌そうな顔をする」、「近くにいないのでわからない」、「阿賀野市も国際化しており人権についても尊重されていると思う」などがあげられました。
- ・ 外国籍住民という理由で偏見や差別、就業や社会活動の参加の制限などの状況が現れています。
- ・ 様々な文化や多様性を理解し、受け入れ、尊重できる交流活動が求められています。

### (13) インターネットによる人権侵害がおきていると感じること(複数回答)



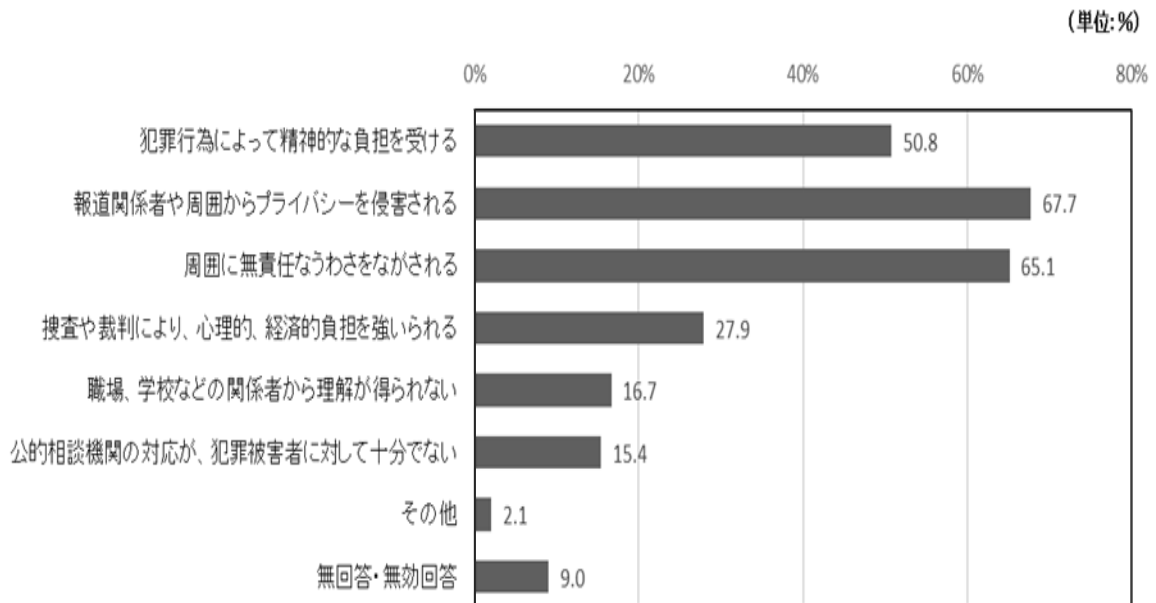
- ・ インターネット等による人権侵害がおきていると感じることは、「他人を誹謗中傷する内容が掲載される」が78.6%と最も多く、次いで「他人のプライバシーに関することが本人に無断で掲載される」53.8%で前回より4.9ポイント上昇しました。「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」35.2%と微増で、「閉ざされた空間での仲間外しやいじめがおきている」26.3%(新規)、「悪質商法によるインターネット取引での被害が起きている」22.7%で6.3ポイント減少しています。インターネット利用についての知識が不十分であったり、モラルの低下が懸念されています。
- ・ 「その他」として、「携帯のアプリから多額な課金をする」、「高齢になると使用方法がわからない」、「未成年者が犯罪にまきこまれる」などがあげられました。
- ・ インターネットを使った人権侵害の解消には、人権教育と人権啓発の推進だけでなく、法務局などの関係機関と連携・協力し、不適切な情報発信者に対する申し入れなど適切な対応を進めることが求められています。また、個人情報の流出が人権侵害につながることを自覚するとともに、個人情報の適正な取り扱いについて理解を深めることが必要です。

(14)新潟水俣病患者やその家族に関して問題があると思うこと(複数回答)



- ・ 新潟水俣病患者等の人権上問題があると思うことは、「新潟水俣病患者やその家族に対して偏見がある」が 57.6%と最も多く、次いで「新潟水俣病患者等が十分に救済されていない」42.7%で前回より 10.9 ポイント上昇しています。「救済措置や補償などに対する妬みや嫌がらせを受ける」26.3%で 4.8 ポイント増となり、「新潟水俣病患者であることを理由に結婚を断ったり、周囲が反対する」22.2% (新規)、「地域での日常生活上、差別的な言動をされる」20.5%で 7 ポイント増という結果となり、正しい知識が不足していることがわかります。
- ・ 「その他」として、「水俣病患者が身近にいない為、現状がわからない」、「問題があると思わない」、「町内にいないと思う」などの意見が寄せられました。
- ・ 差別や偏見の解消に向け、正しい知識を義務教育の段階から学んでいくことを社会全体に浸透させていくことが求められています。

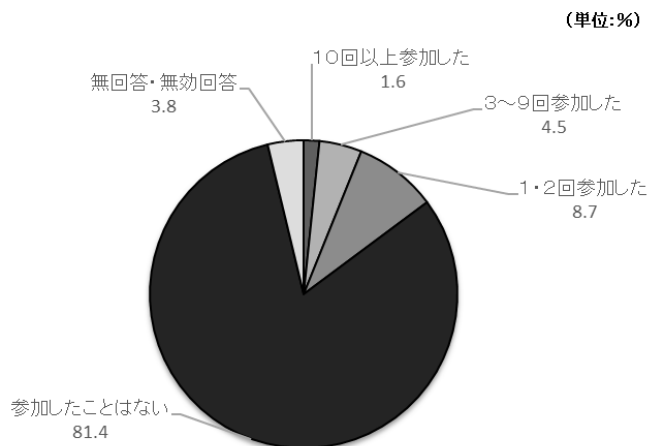
### (15) 犯罪被害者等の人権に関して問題があると思うこと(複数回答)



- ・ 犯罪被害者等の人権について、尊重されていないと思うことは、「報道関係者や周囲からプライバシーを侵害される」67.7%で前回より 12.7 ポイント上昇しています。「周囲に無責任なうわさがながされる」65.1%で 9.6 ポイント増となり、「犯罪行為によって精神的な負担を受ける」50.8%で 5.2 ポイントの増、「捜査や裁判により、心理的、経済的負担を強いられる」27.9%で 0.8 ポイントの増となりました。犯罪被害者等の人権に対する意識の低さが伺えます。
- ・ 「その他」として、「被害者もそうだが加害者家族はさらにつらい」、「死人に人権がないからって TV に実名出すマスコミは自重して」などの意見が寄せられました。
- ・ 市民一人一人が、犯罪被害者の心に寄り添い、人権に関する理解や知識を深める必要があります。

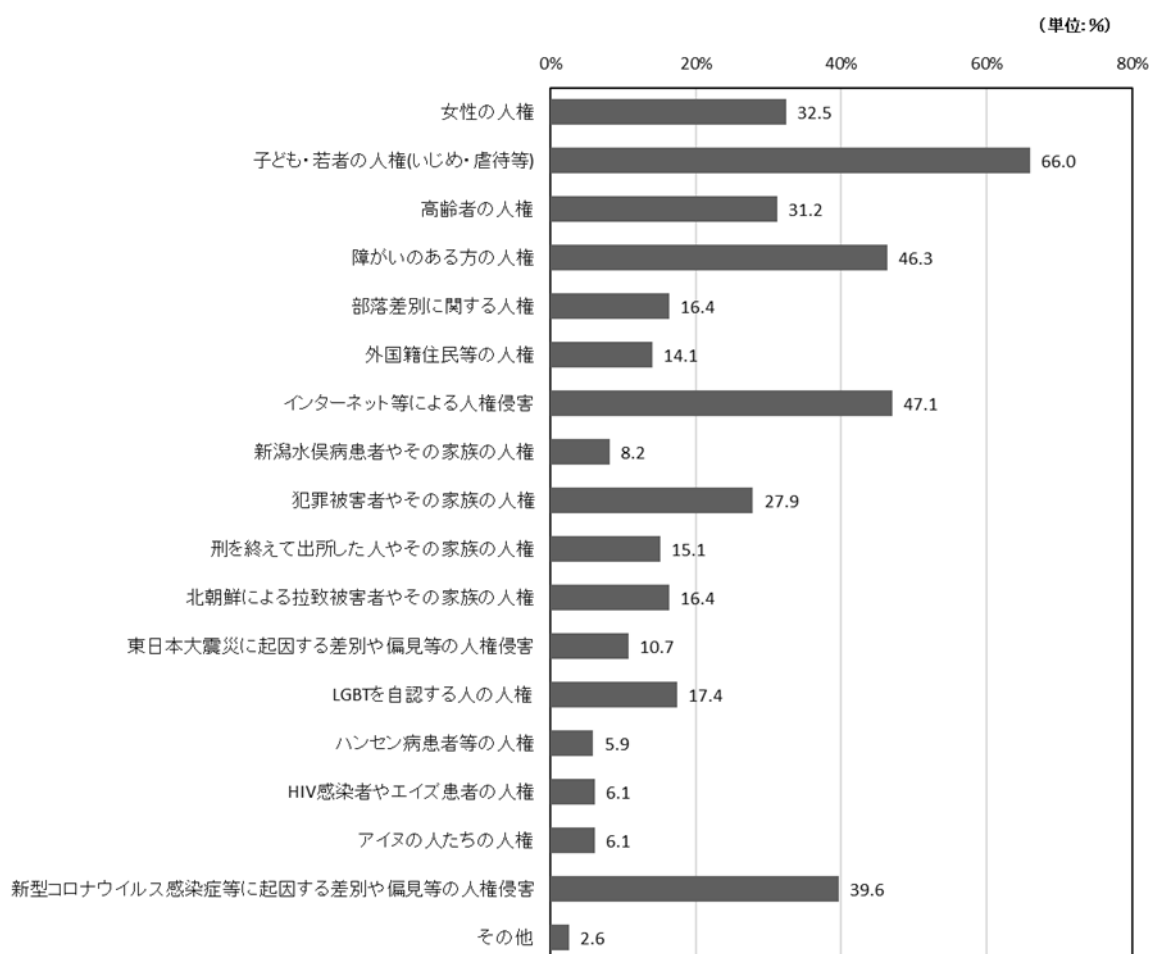
## (16) 人権問題に関する講演会・研修等について

### ア 参加したことがありますか



- ・ 人権問題に関する講演会、研修会に参加したことがあるかどうかは、「10回以上」「3～9回」「1、2回」の合計は14.8%で前回より0.6ポイント下がり、「参加したことはない」が81.4%で2.1ポイント高いという結果となり、新型コロナウイルス感染症による自粛の影響もあったと考えられます。
- ・ 市民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、今後も継続して、人権問題に関する講演会、研修会への参加を呼びかける必要があります。

## イ 人権問題に関する研修等で必要と思うテーマ等(複数回答)



- 人権問題に関する研修等で必要と思うテーマ(内容)は「子ども・若者の人権」が66.0%と最も高く、次いで「インターネット等による人権侵害」47.1%で前回より15.6ポイント上昇しています。「障がいのある方の人権」46.3%で6.8ポイント増加しています。「新型コロナウイルス感染症等に起因する差別や偏見等の人権侵害」39.6% (新規項目)、「女性の人権」32.5%で0.2ポイント増の微増で、「高齢者の人権」31.2%で7.5ポイント減っています。8ページの「関心のある人権問題」の結果とほぼ同様の結果となっています。
- 「その他」として、「他県等から移住してきた人」、「男性の人権」などがあげられました。
- 様々な人権問題について、正しく理解し、人権意識を身に付けるために、講演会や研修会に参加することは大変重要です。多くの市民から参加してもらうためにも人権問題について知る機会の創出や、関心を高める方策が必要です。そのため、広報・啓発を効果的に行っていくことが求められます。

## 2 課題

---

### (1) 様々な人権問題における個別の課題

人権に関する市民意識調査などから、様々な人権問題に対する市民意識を分析した結果、性別で役割を固定的にとらえる意識や働く場での差別が依然として残っている、女性に対する暴力と子どもに大きな影響を与える虐待やいじめの深刻さが増している、高齢者の免許返納後の交通手段の不十分さや虐待など人権が尊重されていない状況が見受けられる、障がいのある人や外国籍等住民が就業や社会参加の制限などを受けている、同和問題を知らない人が多く、結婚問題もいまだ根強く存在しているなどの人権問題が明らかとなり、それぞれの固有の課題への対応が求められています。

このように様々な人権問題が存在している背景としては、人権尊重の理念が十分定着していない、均一性や同質性を重視する、習慣にとらわれている意識があるなどが考えられます。

このため、市民誰もがそれぞれの人権問題の本質を正しく理解し、日常生活において態度や行動に現すことができるようになることが求められます。

### (2) 共通の課題

様々な人権問題には、固有の課題とともに、次の4つの共通する課題があることが明らかとなり、それぞれ対応が求められています。

#### ア 人権教育、同和教育の推進

学校教育においては、各学校の実態や子どもの発達段階に応じて、子ども自身が判断力を身に付け自立していく力を培うことや人権教育、同和教育、男女平等教育に取り組んでいるものの、子どもの心に十分浸透しきれていないことから、いじめやインターネット上での差別などが後を絶ちません。児童生徒の心に染み入る人権教育、同和教育が、より一層求められています。

このような状況から、人権問題についての正しい理解と認識を育てる人権教育、同和教育を、幼い頃から発達段階に応じて学ぶことが重要です。それは、学校だけでなく、家庭、地域、企業などが一体となって取り組むことが必要です。

#### イ 広報・啓発の充実

人権啓発として、国の人権擁護機関や県と連携・協力し、啓発冊子・リーフレットの配布や講演会や研修会などを実施しているが、その手法も含め検討が必要です。

本市においても、近年、新型コロナウイルス感染症防止のため、人権問題などに関する講演会や研修会を開催できなかったこともあり、人権問題への関心が低くなっています。



さらに、スマートフォンの急速な普及により、差別や偏見を助長する情報が氾濫しているため、県と関係市町村を含めた人権啓発活動ネットワークと連携・協力し、広く市民に対して人権問題の正しい情報と活動内容の広報・啓発を効果的に行っていくことが求められています。

### **ウ 相談・支援体制の強化**

本市においては、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの個別的・専門的に対応する相談窓口を整備しているが、社会情勢の大きな変化に伴い、複雑で多岐にわたる相談が多くなっています。

そのため、引き続き、職員の知識向上と相談に応じた連携・支援体制が必要です。

### **エ 関係機関等との連携**

人権教育・啓発の取組を総合的かつ計画的に進めていくためには、行政のみならず、家庭や地域全体の取組が必要であり、関係機関や民間団体との連携・協働が重要となります。

このため、法務局やハローワークなどの関係機関や事業者(企業)、NPO〈※〉、人権関係団体の活動を支援し、協働して施策を推進していくことが必要です。

---

※ NPO

民間非営利団体(nonprofit organization)のことで、営利を目的とせず継続的、自発的に社会貢献活動を行う団体をいいます。

## 第3章 あらゆる場を通じた人権施策の推進

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが大切であり、教育の果たす役割は重要です。

このため、幼児期からの発達段階や地域の実情などに応じて、学校教育と生涯学習とが相互に連携を図りつつ、個人の人権が尊重され、個性、能力、適性などが十分に発揮できるよう人権教育の推進に努めます。

また、企業や団体などにあっても豊かな社会づくりに貢献する責任を担っており、職場における人権教育・啓発の推進に取り組むよう努めることが求められています。

さらに、市民一人一人が生涯を通じて人権について考えていくことが大切であることから、市民の人権意識の高揚を図るために、広報媒体などを活用した人権啓発活動を進める必要があります。

### 1 学校教育における人権教育、同和教育の推進

#### (1) 現状と課題

これまで、学校では、教育活動全体を通して同和教育を中核とした人権教育を推進するよう努めてきました。そのために、人権教育、同和教育の全体計画及び年間指導計画の整備を進めるとともに、教職員の指導力の向上を図ってきました。

道徳教育(人権教育、同和教育)の研究実践校を平成27年度の移行期間から毎年1~2校を指定し、阿賀野市全体の教職員の授業改善を進めてきました。加えて教職員の人権教育、同和教育研修会を開催し、理解を深めてきました。

こうした取組を通して、同和問題をはじめとした人権問題への教職員の認識が深まり、人権尊重の精神を基盤にした学校運営が意識されています。

また、教科書及び「生きるⅠ~Ⅳ」シリーズを教材とした授業研究や全校道徳授業参観等により、人権尊重の共通理解を深め、児童生徒同士が意見を交流する「考え、議論する道徳」を通して、児童生徒が、物事を多面的・多角的に考えられるようになってきました。

しかし、学校現場においては、人権教育、同和教育の授業実践が具体的な成果に結びついていない状況も見受けられます。また、いじめなどの人権問題が依然として深刻な状況にあり、児童生徒に人権尊重の精神が十分育っているとはいえない状況が見られます。

学校では、全ての人権が尊重され、自分の人権を守り、他の人々の人権を守ろうとする人権尊重の精神を育成していくことが重要です。「命の大切さ」を基盤とし、誰に対し

でも差別をせず公平に接し、人権感覚を磨いていく教育活動に取り組んでいく必要があります。

教職員においては、教職員自身が人権尊重の理念について深く理解し、人権感覚を磨き指導力を高めるよう今後も研修を充実させることが必要です。

人権に関する市民意識調査の「いじめ問題についてどのように思いますか」への回答では、一番多かった回答は「いじめる側が悪い」が52.2%でしたが、次に多かったのは「いじめる側が悪いが、いじめられる側にも原因がある」で37.4%にものぼりました。この考え方は、本市が取り組んでいる「いじめを許さない子ども」「いじめを根絶していく」とことと相いれないものがあり、人権意識が未だ浸透していないことがわかります。

こうした現状を踏まえたうえで、学校教育における人権教育、同和教育をさらに推進していく取組が必要です。

## (2) 施策の方向性

学校教育においては、人権が尊重される学級づくり、学校づくりを通して、児童生徒一人一人を大切にしながら、発達段階に応じた計画的・組織的な人権教育、同和教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いの大切さを認め合う態度や行動力を身につけさせる(新潟県人権教育基本方針 平成22年9月1日)ことが大切です。そのため、人権教育、同和教育の全体計画を毎年見直し、児童生徒の人権尊重の精神を育むことを目的に、学校の教育活動全体を通じて人権問題に対する正しい理解の促進に努め、差別や偏見を許さない感性や態度を育む人権教育、同和教育を推進します。また、研修機会の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指します。

## (3) 施策の推進

ア 差別やいじめ・不登校など、困っている子どもについてその背景をしっかりと把握し解消を図るため、かかわる人権教育、同和教育を各学校で実施します。

イ 児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権教育、同和教育を推進します。そのため、いじめ防止対策推進法を踏まえ自校のいじめ防止基本方針を毎年見直し改善するなど、様々な人権問題を解決する視点から全体計画の再点検を行います。

ウ 各教科や特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間では、人権尊重の精神を感性や態度として育みます。そのため、道徳の教科書だけでなく児童生徒用副読本の有効活用や、体験的な活動を取り入れ、具体的な資料を活用した分かりやすく、心に染み入る人権教育、同和教育の授業を行います。

エ 保・幼、小・中学校間の交流や異学年交流・異年齢集団による活動を通して社会性を育みます。そのため、児童生徒同士だけでなく、児童生徒と教職員が共に

学ぶ姿勢をもって活動し、共に育つ活動を行います。

オ 各種研修会の充実を図り、学校教育の担い手である教職員一人一人の人権意識を高めるとともに指導力の向上を目指します。そのため、「新潟県人権教育基本方針実践のための『教職員研修の手引き』」を活用し、併せて各団体が実施する人権教育、同和教育の研修会の際に教職員が参加しやすい環境づくりに努めます。

## 2 生涯学習における人権教育の推進

---

### (1)現状と課題

生涯学習においては、地域社会における共に支え合う精神や人権を尊重する意識を高めるため、県や関係機関と連携しながら公民館やコミュニティセンターなどを中心に人権問題、同和問題についての各種講演会や研修会を開催してきました。

しかし、人権に関する市民意識調査の「人権や差別問題にどの程度関心をもっていただけますか」への回答では、「あまり関心が無い」と「まったく関心が無い」の合計が 24.0%という結果となりました。また、人権に関する市民意識調査の「関心のある人権問題」への回答では、子どもや障がいのある人、女性や高齢者の人権問題への関心が高く、同和問題や水俣病患者などの人権問題に対しては関心が低い結果となりました。

人権問題に対する他人事意識を払拭し、一人一人が人権尊重の意識を高め、人権感覚を十分に身につけるためには、生涯を通じた人権に関する学習を充実しなければなりません。

近年、公民館事業において、人権啓発用のDVD鑑賞及び人権擁護委員による啓発活動や活動紹介のパネル展示を実施し、市民の人権意識の向上を図ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、規模の縮小や制限を受けたことにより、広く市民に啓発することができませんでした。引き続き、多様な学習機会の提供や効果的な人権啓発の手法を検討し、公民館などを中心に地域の特性を活かした人権意識を高める取組を推進する必要があります。

### (2)施策の方向性

誰もがお互いの人権を尊重した日常生活を過ごすためには、地域社会を構成する全ての人が、人権問題への関心を高め、深い理解と見識をもつことが大切です。人権講演会や研修会など気楽に参加できる仕組みづくりや、様々な人権問題への正しい知識と認識を得られる充実した内容の講座を開催することにより、広く人権教育と人権啓発に努めます。

### (3)施策の推進

- ア 様々な人権問題に対して市民が正しい認識と理解を得られるよう、公民館などの研修会を活用し、学習機会の充実を図るとともに、地域の実情に合わせた啓発活動を進めていきます。
- イ 教職員やPTAなどの学校関係者、市職員を含む市民、事業者などを対象とした人権・同和問題に関する学習活動を実施し、人権教育、同和教育の推進に努めます。
- ウ 幼・保、小・中の学校教育と生涯学習の連携を深め、県や関係機関が行う人権問題研修会などへ市民参加を図るため、積極的な広報と啓発活動に努めます。

### 3 市民に向けての人権教育の推進

---

#### (1)現状と課題

人権教育・啓発推進法第6条には、国民の責務として、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と明記されています。

このため、人権擁護機関などと連携し、人権講演会や啓発冊子・リーフレットの配布など市民に向けた人権教育と人権啓発に取り組んできました。

しかし、人権問題は依然として残っており、近年では家族形態の多様化や国際化などに伴い、子どもや高齢者に対する虐待、配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV※)、外国籍等住民に対する偏見など、家庭内や地域社会での人権問題が相次いで発生しています。その背景には、家庭教育力の低下や地域における人との関わり合いの変化が考えられます。

これらの人権問題を解決するためには、子どもから大人までのあらゆる年齢層への人権を尊重する意識づけが非常に大切です。特に子どもは、家庭や地域でのふれあいの中で人を思いやる心、善悪の判断、命の尊厳などを習得します。保護者や地域住民などが偏見をもたず、正しい人権意識をもつ姿勢を子どもたちに示していかなければなりません。

全ての市民が、人権を尊重し、大切にすることをもち、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権に十分配慮した行動をとることができるよう、家庭と地域社会に向けた人権教育と人権啓発をより一層充実させる必要があります。

---

#### ※ ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある者の間で行われる暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限する社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力、子どもを巻き込む暴力(面前DV)を含みます。

## (2) 施策の方向性

地域社会の基本となる家庭は、人権教育の出発点であり、子どもの人間形成の基礎を育む上で基本的かつ重要な役割を果たしています。また、地域社会は市民一人一人がお互いの人権を尊重する意識を育む役割があります。そのため、地域、学校、行政が連携・協働して、家庭と地域社会における人権に関する研修会や講演会の開催などに努めます。

## (3) 施策の推進

ア 様々な人権問題の現状と課題、なぜそれらの問題が存在するかなどの正しい知識を市民一人一人がもつとともに、人権についての正しい理解を深め、互いの人権を尊重した行動がとれるよう、町内会などの地域組織や関係機関と連携し、効果的な広報や啓発活動の充実を図ります。

イ 家族がともに正しい人権意識を身に付けられるよう、学校教育、生涯学習、各種相談事業と連携を深め、家庭教育の支援と人権に関する情報の提供に努めます。

# 4 市職員に向けての人権教育の推進

---

## (1) 現状と課題

人権教育・啓発推進法第5条には、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。

このことを踏まえ、本市では、他機関で実施する講演会、研修会などの機会をとらえ、職員を派遣するなど、様々な機会を通して、人権問題に関する教育と啓発に努めてきました。

しかしながら、社会情勢の変化に伴って、人権問題はむしろ複雑化・深刻化していることから、職員の人権教育と人権啓発を継続的に努め、職員のスキルアップに努めていく必要があります。

## (2) 施策の方向性

市職員は、常に人権尊重の視点にたつて、公平な市民サービスを提供するとともに、あらゆる人権問題について、正しく理解し、率先して差別や偏見の解消に努めることが求められています。そのため、職員一人一人が、高い人権意識を身に付けた上で人権に配慮した職務を実践していけるように、研修を実施するとともに他機関が実施する各種講演会や研修会へ派遣を行うなど、継続的な人権意識の向上に努めます。

### (3) 施策の推進

ア 各種職員研修においては、人権問題を体系的に実施するとともに、他機関が実施する研修会などに積極的に派遣することにより、人権問題の正しい理解と人権意識の高揚を図るとともに、指導者としての人材の育成を進めます。

イ 職員に対し、国や県及び他機関が実施する人権に関する研修会やイベント、これら団体が作成した啓発資料などの情報を積極的に提供します。

## 5 事業者などに向けての人権教育の推進

### (1) 現状と課題

企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、人権尊重の理念に基づいて、働く一人一人の人権が尊重される職場づくりと、全ての人の人権が尊重される住みよい社会づくりに努めることが求められています。

しかし、人権に関する市民意識調査の「これまでに自分の人権が侵されたと思ったことがありますか」への回答で「ある」と答えた人は 29.6%という結果でした。その内、「あなたが受けた人権侵害はどのようなことでしたか」への回答では、「職場で不当な待遇を受けた」が 34.4%と職場における人権の侵害が上位となっており、職場では、セクシャル・ハラスメント(※)やパワー・ハラスメント(※)、マタニティ・ハラスメント(※)、採用選考に身元調査や採用試験での差別的な質問などの人権侵害がいまだに見受けられ、企業は多くの人権問題を抱えています。

そして、公務員、教員、医療関係者、福祉関係者など13種類の業種に従事する人は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権に関わりが深い特定の職業に従事する者(特定職業従事者(※))」と規定されています。これらの従事者は、その職務の性質上、人権問題に対する正しい理解を深め、人権に関する責任の重大性を自覚し、使命感をもって職務や業務を遂行することが求められています。

---

#### ※ セクシャル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。

#### ※ パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

#### ※ マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・身体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いをうけることをいいます。

#### ※ 特定職業従事者

検察職員、矯正施設・厚生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディアの関係者の13の業種に従事する者をいいます。

また、独自に人権に関わる活動をしているNPOなどの民間団体は、市民と行政が協働で取り組む人権尊重のまちづくりにおいて重要な役割を担っていることから、民間団体の啓発活動への支援を充実させる必要があります。

2021年(令和3年)障害者差別解消法が改正され、2024年(令和6年)4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮<sup>※</sup>の提供が義務化されます。

## (2) 施策の方向性

- ア 雇用や就労におけるあらゆる差別の解消、男女共同参画社会の実現、特定職業従事者の人権意識の高揚に向け、積極的に企業などへ人権啓発を図ります。
- イ 経営者や人事担当者などが人権問題について正しい認識と理解を深め、人権に配慮した適正な対応が図れるよう、ハローワークや商工会など関係機関と連携し、啓発に努めます。
- ウ 人権に関するNPOなどの民間団体の活動を支援する体制づくりを進めます。

## (3) 施策の推進

- ア 国・県やハローワーク・商工会などの関係機関と連携して、企業における公正な採用選考や人権が尊重された職場づくりのための情報と啓発資料の提供に努め、企業の取組を支援し、法令の遵守と全国統一応募用紙使用などの周知徹底及び企業の意識啓発を推進します。
- イ 特定職業従事者に対する人権教育については、それぞれの職場や機関などへのセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの啓発活動を通じ、事業内容の特性を踏まえた人権教育研修の実施と人権擁護の徹底を働きかけます。
- ウ 人権に配慮した取組を自主的に行う事業者に対し、本市の物品調達や公共事業の入札契約を行う際に、障がい者雇用などに積極的に取り組む事業者を適切に評価する取組を実施します。
- エ 民間団体間での連携を強め、自主的に人権啓発活動に取り組むように、関係団体同士の情報交換の場の設定、啓発資料を提供するなど、あらゆる場面で民間団体の支援を充実し、連携・協働の活動の推進に努めます。

---

### ※ 合理的配慮

障がいのある人が、周囲の人と平等の権利を享有・行使することを確保するために、受け入れる側にとって過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための必要かつ適当な変更・調整を行うことを言います。



## 6 相談体制の充実

---

### (1)現状と課題

本市では、いろいろな悩み事を抱えている人が安心して気軽に相談ができ、問題を解決できるよう、専門的に対応する各種相談窓口を設置しています。

また、人権相談や人権侵害に対する被害者の救済については、法務局や人権擁護委員により対応が行われています。

こうした中、人権に関する市民意識調査の「人権が侵害されたときには、誰に相談しますか」への回答では、公共機関に相談する割合が依然として低い状況です。

そのため、市民に最も身近な窓口として、速やかな人権救済を受けられるよう市民に寄り添った支援を進めていく必要があります。

### (2)施策の方向性

様々な人権問題に迅速かつ適切に対応できるよう、庁内各課や各行政機関、各種団体との連携を一層強化し、利用しやすい相談体制や救済の支援体制の充実に努めます。

### (3)施策の推進

ア 市民が安心して気軽に相談できるよう、各種相談窓口や公的支援制度、NPOが行っている支援などの周知を行います。また、相談内容に応じた相談窓口の共有や相互理解を深め、適切な相談機関に速やかにつながる体制づくりを推進します。

イ 多岐にわたる相談内容を想定し、職員や相談員の研修を行うことで、職員の知識向上を図ります。

ウ 国、県の関係機関やNPOなどとのネットワークづくりと救済を行う支援体制づくりを推進します。

エ 人権侵害の被害者への法的救済や加害者に対する罰則などについては、基本的に国が法制度を整備する必要があることから、その状況を注視していくとともに、適切な情報収集や情報提供を行いながら、必要な支援体制を検討していきます。

## 7 人権問題に関する講演会・研修等

---

### (1)現状と課題

人権に関する市民意識調査における「人権問題に関する講演会、研修会に参加したことがありますか」への回答では、「参加したことはない」が84.6%と最も多い結果となりました。また、人権講習会、研修会に参加したことがない理由では、「特に理由は

ない」が 50.9%、「開催を知らなかった」が 42.1%という結果になっています。

また、「研修や講演会等は、どの機関の実施を希望されますか」の回答では、「県、市町村主催」が 75.8%で最も多くなりました。

「人権教育について、どこが進めるべきか」の回答では、「学校」が 75.0%で最も多く、「小・中・高等学校で人権教育、同和教育を行うこと」については、「積極的に起こすべき」が 51.0%となりました。

人権問題に関する講演会、研修会の機会を増やすとともに、県や関係機関団体等とも連携し、広報などを通し、周知・啓発を図る必要があります。

また、子どものうちに人権意識を高めるためには、学校、家庭、地域等様々な場所と機会を通じ人権、同和教育を進める必要があります。

## **(2) 施策の方向性**

様々な人権問題を単に知識として理解するだけでなく、人権への配慮がその態度や言動に自然と現れるよう、人権感覚が身に付く啓発活動の推進に努めます。

## **(3) 施策の推進**

県や市主催だけでなく、学校やPTA、生涯学習団体、各種団体が主催する講演会、研修会の開催について、広報等を通し周知を図るとともに、多くの市民から参加してもらえよう、考案してまいります。

また、地域、学校、職場等身近な場所で啓発を行い、人権について考える機会を創出していきます。

## 第4章 分野別人権施策の推進

### 1 女性の人権

#### (1) 現状と課題

国は、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけ、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」を施行するとともに、あらゆる分野における男女共同参画社会の実現にむけた施策に取り組んでいます。

特に、職業生活の分野における男女共同参画を重点的に推進するため、2015年(平成27年)に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を施行し、地方公共団体や女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定を求める等の取組を進めています。

本市では、2021年(令和3年)に「第4次阿賀野市男女共同参画プラン」を策定し、市民や関係課との連携・協働により男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています

しかし、人権に関する市民意識調査の「女性の人権について尊重されていないと思うこと」への回答では、「男性優位の意識が強い」、「職場における待遇の違い」、「男女の固定的な役割分担意識(男は仕事、女は家庭等)の押しつけ」が高い結果になったことからわかるように、いまだに性別で役割を固定的にとらえる意識や働く場での差別が依然として根強く残っており、学校、地域、家庭、職場などの様々な場で男女の平等意識を浸透させることが課題です。

また、ドメスティック・バイオレンス(DV)による家庭内暴力は、親だけでなくその中で育った子どもへも身体的・精神的に影響を及ぼし、自尊感情が低下するなどのPTSD(心理的外傷ストレス障害)の疾病を抱えることが多く、医学的・心理的な援助が必要とされます。

このようにDVは配偶者のみならずその子どもにも悪影響を及ぼすことにも配慮した対応が求められます。

#### (2) 施策の方向性

ア 性別で役割を固定的にとらえる意識の解消と、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス<※>)を推進していくことで、男性と女性が互いにその人権を尊重しな

---

※ ワーク・ライフ・バランス

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

から責任を分かち合い、あらゆる分野で男女がともに個性と能力を十分に発揮できるまちづくりに、より一層積極的に取り組みます。

イ DVをはじめとする女性に対する暴力を根絶するため、DV被害者支援及びDV未然防止の意識啓発に取り組むとともに、関係機関や民間支援団体と連携して早期発見に努めます。

ウ 男女平等社会を形成するために、本市の全庁的な推進体制を充実し、市民をはじめ企業や関係機関、関係団体、NPOが連携・協働する体制づくりの一層の強化に努めます。

### (3) 施策の推進

ア 男女共同参画を進めるための意識づくりとして、固定的な性別役割分担意識を解消していくための情報提供や啓発活動に努めます。また、学校、生涯学習の場における男女平等推進教育の充実を図ります。

イ DVやセクシャル・ハラスメント、性暴力など男女間におけるあらゆる暴力を根絶するための教育及び啓発を推進します。DVの予防啓発や相談・カウンセリング体制の充実、民間シェルターの支援等を行います。また、「阿賀野市要保護児童対策地域協議会〈※〉」等の関係機関との連携を充実します。さらに、当事者自身が自立を目指すことを支援します。

ウ 男女がともに働きやすい職場環境が確保され、子育て、家庭生活、地域活動を担うことができるように、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や子育ての支援策を企業などと連携して推進します。

エ 女性のチャレンジを支援するため、女性リーダーの育成、再就職・起業支援を充実します。

オ 政策方針決定過程への女性参画拡大のため、阿賀野市の審議会・委員会などへの女性の登用を進めるとともに、女性職員の育成、管理職への登用を推進します。

---

※ 阿賀野市要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づいて要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関で構成する協議会です。児童虐待の防止、子育て支援の体制整備などの協議を行います。

## 2 子どもの人権

---

### (1) 現状と課題

国は、日本国憲法の下、1947年(昭和22年)に「児童福祉法」、1951年(昭和26年)に「児童憲章」を定めるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度を整備し、「児童の権利に関する条約(※)」についても、1994年(平成6年)に批准しました。

核家族化の進行により、家庭において祖父母などから子育てに対する協力を得られにくい状況にあるとともに、地域社会の結びつきが希薄になってきています。このような中で、子育てが孤立し、身近に相談できる相手をもてずに悩む親が増え、さらには育児ストレスや過保護(過干渉)、行き過ぎた放任などが虐待につながる場合があります。

人権に対する市民意識調査の「子ども・若者の人権について尊重されていないと思うこと」への回答では、「保護者・同居者による虐待」や「いじめ」に関する回答の割合が高い結果となりました。身体的・精神的暴力や虐待のほか、学校でのいじめ、教職員等の児童・生徒への体罰、少年非行の凶悪化、薬物乱用の低年齢化、SNSによる対人トラブル、成人による子どもへの性犯罪など、子どもを取り巻く状況の深刻さが増していることがわかります。子育て家庭を地域社会全体で支える環境づくりが一層求められるとともに、学校や教育委員会、関係機関によるいじめ、暴力、虐待防止の取組が必要です。

こうした状況の根底には、大人も子どもも、「児童の権利に関する条約」に代表されるような子どもの人権への理解が十分になされていないからと考えます。学校教育においては、差別、いじめや不登校、暴力や虐待などに対応するとともに、人権教育、同和教育を計画的、継続的に学習する必要があります。

全ての子どもが自尊心や自己肯定感を育み、自己を確立して社会的に自立した個人すなわち主権者として健やかに成長するように、社会全体が長期的視点に立ち各発達段階での対応が重要になります。2016年(平成28年)4月には子ども・若者育成支援推進法が施行され、社会全体で子どもの育成を支援する取組について、国と地方公共団体に責務を課しています。特に引きこもりや若年無業者など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、各分野の機関が連携して総合的な支援を行うことが重要になっています。

このため、本市では、「子育て世代包括支援センター」を設置し、児童虐待防止対策や要保護児童対策だけでなく、引きこもりやその家族に対する総合的な相談など様

---

#### ※ 児童の権利に関する条約

1989年(平成元年)の第44回国連総会において採択された子どもの基本的人権を国際的に保証する条約です。2016年(平成28年)5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童福祉法の第一条に児童の権利に関する条約の精神にのっとることが明示され、条約の基本理念が盛り込まれました。

々な支援を実施しています。

## (2) 施策の方向性

ア 子ども一人一人の人権が尊重され、全ての子どもが健康で個性豊かに成長できるよう、学校や子育て支援関係団体などと連携・協働し、安心して相談ができる体制を充実させるとともに、家庭が必要とする情報を適切に提供するなど環境を整備し、地域全体で支える市民協働型の事業を展開します。

イ 様々な機関等と連携して、児童虐待といじめを早期に発見して対処します。

ウ 学校教育においては、人権問題について広く学べるよう人権・同和教育を推進します。

## (3) 施策の推進

ア 児童虐待の防止などを目的に、地域と協働した子ども家庭支援事業を実施し、地域で安心して子育ての不安や悩みを相談できる環境づくりを推進します。

イ 阿賀野市要保護児童対策地域協議会として、民生委員、児童委員、医師会、警察、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、教育委員会、消防本部等の関係機関が連携しながら、要保護児童等に対し、適切な対策を実施します。

ウ 教育委員会は、学校・家庭・地域と連携し、子どものいじめの防止を図るとともに、いじめの早期発見と迅速な対応によって、重大な人権侵害であるいじめの解消に努めます。

エ 生涯学習事業などを通じ、青少年が身近な地域の中で健やかに育ち、幅広い世代の人達とともに地域の自然、文化、歴史とふれあい、また、地域に根付いた伝統芸能を学ぶなど、様々な体験を通して「生きる力」を養います。

オ 学童期からの思春期の子どもたちが、命を大切にする気持ちを育み、自分も相手も大切にする自己肯定感を高めるための学習の機会を作り、心と身体に係る相談・支援体制の充実などを進めます。また、「SOSの出し方に関する教育」を実施し、大切な命を守ります。

カ 子育てを支援する施設などのスタッフへの子どもの人権を学ぶ場が必要であり、人権教育を通してスタッフの育成と資質向上に努めます。

キ 次代の親になる若者たちが、交流事業に参加できる環境を整備し、乳幼児などと触れ合うことを通じて自己肯定感を育み、自分と相手の人権を尊重する気持ちを高めます。

ク 妊産婦の健康の保持、増進並びに乳幼児の健康を守ることは、子どもの人権が尊重された子育てにつながるため、母子保健に関する知識の普及や乳幼児健康診査をはじめ、健康相談や訪問事業を充実させることにより、妊娠期からの育児不安を解消し、安心して妊娠・出産・育児を行えるよう、継続した支援体制の充実

を図ります。

- ケ 関係機関と連携しながら、ひきこもり等の困難を抱える子どもや若者、その家庭の支援に努めます。
- コ 保育園、認定こども園では、乳幼児期の成長発達を保障した環境を整え、人との関わりの中で、人権を大切にすることを育てるとともに、自立心やお互いを大切にする豊かな心を育む教育・保育の充実に努めます。
- サ 学校教育を通じて人権教育、同和教育を計画的に行い、自分自身が人権の主体者であり、権利を行使できることを発達段階に応じて学び、差別やいじめ、虐待、暴力(身体的・精神的・性的)の被害者・加害者とならない力をつけ、自他の人権を守ろうとする人権意識を養います。

### 3 高齢者の人権

---

#### (1)現状と課題

地域には、今後ますます一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えるとともに、高齢化の進展により認知症を患う人も増えており、消費者被害や高齢者虐待、判断能力の低下で生活の維持が困難になるなど、自己責任だけでは尊厳のある暮らしを続けられなくなる高齢者が増加しています。

国では、2006年(平成18年)に改正された介護保険法第1条の規定に尊厳の保持を掲げました。また、同年4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されています。ここでも、高齢者の生命を守るというだけでなく、個人としての尊厳や幸福追求権の保障も視野に入れた人権救済や保護を目指しています。

そのような状況の下、本市では、町村合併以前の2000年(平成12年)から介護保険事業計画を継続的に策定し、高齢者の尊厳を踏まえ、高齢者の福祉や支援を推進してきました。また、2008年(平成20年)に「阿賀野市高齢者虐待防止マニュアル」を作成し、家庭内・介護施設における高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応の指針として活用しています。

人権に関する市民意識調査において「高齢者の人権について尊重されていないと思うこと」への回答では、「免許返納後の公共交通機関の確保不十分」、「高齢者の暮らしやすいまちづくりが進んでいない」、「悪徳商法や特殊詐欺による被害が多い」、「地域で支えあう体制が整っていない」が上位の結果となりました。

同調査では「じゃまもの扱いされたり、意見や行動が尊重されない」、「家庭内での看護や介護において、劣悪な環境や処遇におかれる」などは下位でしたが、実際に虐待を受けている高齢者は、認知症や寝たきりであることも多く、その人達の声は今回の調

査結果に反映されていないのではないかと懸念もあり、高齢者虐待の対応や認知症になっても本人や家族が安心して生活を続けられるような対策が必要です。

## (2) 施策の方向性

多くの高齢者は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいます。その一方、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者などが増えていることから、住み慣れた地域での生活を継続するためには、より多様な側面からの支援が必要となります。「阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、あるべき姿として「住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送っています」を掲げています。高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の下、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が包括的・一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進しています。

## (3) 施策の推進

- ア 生きがい活動の推進として、自治会や老人クラブなど高齢者が地域コミュニティの中で活躍できる仕組みづくりを支援します。
- イ 様々な学習の場や就業機会の増大を図るなど、高齢者の豊富な経験や知識と技術を生かしつつ、活力を社会に還元する仕組みづくりを推進します。
- ウ 高齢者をはじめ地域住民の保健・医療・福祉の向上を包括的に支援するため、高齢者に関する公的相談窓口である地域包括支援センターを運営し、各種相談等に関係機関・団体と連携して対応します。
- エ 認知症などで判断能力が十分でない高齢者に対して、福祉専門職が成年後見制度の積極的な活用を支援します。高齢者虐待や消費者被害の防止など、高齢者に関する権利擁護に適切に対応するため、関係機関と連携・情報を共有し専門的な支援を行います。
- オ 認知症サポーター養成講座や市民講演会等を通して、認知症を正しく理解し偏見を持たず、認知症の人と共に暮らす共生の意識醸成に取り組みます。
- カ コミュニティ活動の中で住民参加の福祉活動が円滑に推進されるよう、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動に対して支援します。また、福祉教育の充実やボランティア活動の推進・支援、イベントの開催などを通じて、福祉の意識啓発活動に努めます。
- キ 高齢者にやさしいまちづくりを進めるため、公共的施設のバリアフリー化や利用しやすい公共交通機関の整備促進を図ります。
- ク 高齢者の支え合いの仕組みづくりとして、市内 4 地区に支え合い推進会議の設置や、高齢者の実態と困りごとを広く理解してもらうために市民フォーラムの開催



を進めていきます。また、高齢者にとって身近な自治会支え合いの組織づくりにも取り組みます。

## 4 障がいのある人の人権

---

### (1) 現状と課題

2011年(平成23年)に障害者基本法が改正され、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がいのあるなしに分け隔てられることなく、一人一人が活躍できる社会(共生社会)を目指すことが掲げられました。その他、2011年(平成23年)には「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定されました。また、障害者自立支援法や障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が改正施行され、支援やサービスにおける対象者の拡大など、障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備などが制定されました。

2017年(平成29年)障害者総合支援法の一部改正、2019年(令和元年)障害者雇用促進法の改正、2021年(令和3年)障害者差別解消法の改正により、2024年(令和6年)4月1日から合理的配慮が義務化されます。

このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変化する中、本市では、「阿賀野市障がい者計画」等を策定し、「一人ひとりが生き生きと安心して、ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会の実現」を目指し、障がいのある人が安心して暮らすことのできるまちづくりを関係機関と連携を図りながら計画的に推進してきました。障がい児者を対象に実施した調査結果では、障がいに関する市民の理解は少しずつ増加していますが、合理的配慮に関する認知度は低い結果となっています。また、差別や嫌な思いをしたことがあると回答した人は、学校や職場等で受けたと回答している人が多いことから、障がいのある人に対する正しい理解や合理的配慮の周知啓発、環境の整備を引き続き推進する必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、家庭や地域での活動が縮小した結果、家庭や地域での障がい者への知識の普及が停滞しました。

そのため、「障害者虐待防止法」での家庭内、施設及び就労先での虐待についても、早期発見、早期相談などの未然防止が迅速にはかれるよう、関係機関との連携体制や支援体制の整備を引き続き進めていきます。

### (2) 施策の方向性

障がいの有無に関わらず、誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重

し支え合う共生社会を形成していくために、「阿賀野市障がい福祉計画」等に基づいて、啓発活動に取り組みます。具体的には、日常生活及び社会生活を営む上での障壁の除去を進め、障がいのある人が身近な地域において社会参加し、活躍していける場や機会の確保に努めていきます。

### (3) 施策の推進

- ア 障がいのある人への差別や偏見をなくし、合理的配慮を推進するため、リーフレットやポスター、ホームページによる効果的な広報・啓発を行います。
- イ 「総合的な学習の時間」などにおいて、福祉教育施策と連携した学習と体験活動をさらに充実させ、福祉に関する理解を若い年代から市民に広げていきます。
- ウ 障がい特性に応じた適切な対応や合理的配慮に関し、市職員が正しい理解と認識を身につけるよう、職員への周知徹底を実施していきます。
- エ 障がいがある人が地域社会において、社会参加や自立することを実現するために、福祉施設から一般就労への移行を推進していきます。また、国・県などの関係機関と連携して、企業等、雇用側への啓発を推進します。
- オ 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人や家族からの相談に対応し、個々の障がいの状況に応じた支援を提供していくため、地域の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
- カ 家庭や地域において、虐待についての知識を広く普及し、虐待未然防止のため、早期相談・早期支援を進めます。

## 5 部落差別問題（同和問題）

---

### (1) 現状と課題

同和問題は、わが国固有の重大な人権問題です。1965年(昭和40年)の同和对策審議会の答申では、同和問題について「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、その本質については「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。また、「寝た子を起こすな」(※)式の考えで、同和

---

※ 寝た子を起こすな

同和問題を知らない人又は理解していない人(寝た子)に人権学習をさせるな(起こすな)という意味で使われる表現を言います。同和問題は自然になくなるという誤った意見から使われる表現です。

問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。」とも明記しています。

国はこの答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、1969年(昭和44年)に「同和对策事業特別措置法」の施行以来、3度にわたり制定された特別措置法に基づき、県や関係機関と連携しながら生活環境の改善や啓発など様々な事業を実施してきました。

本市では、学校教育課、生涯学習課及び市民生活課の3課を中心に同和問題の解決に向けた人権教育、同和教育及び人権啓発に取り組んできました。

学校教育においては、「新潟県人権教育・啓発推進基本方針」2004年(平成16年度)に基づき、人権尊重の意識の醸成を図り、同和問題を正しく理解し、認識を深めることができるよう発達段階に応じた教育を推進するとともに、教職員の研修を行い指導力の向上を図ってきました。

生涯学習においては、地域社会におけるともに支え合う精神や人権を尊重する意識を高めるため、公民館などを中心に人権教育、同和問題についての各種講演会や研修会を開催してきました。2017年(平成29年)には、「いのち・愛・人権」阿賀野展を開催し、市民の人権尊重意識を高める契機となりました。

市職員を対象とした啓発としては、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する研修を行ってきました。

しかし、人権に関する市民意識調査の「日本の社会に部落差別問題(同和問題)などといわれる差別があることを知っていますか」への回答では、「知っている」が約3割であり、国や県内の他市町村の調査と比較すると認知度が依然として低い結果となりました。地域社会での結婚問題についての設問においても、差別意識が根強く残っていることがわかりました。

近年では、インターネットを使って差別的な書き込みなど、情報化の進展に伴い同和問題に関する状況の変化が生じています。こうした状況を踏まえ、部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することを目的として2016年(平成28年)に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

今後も、市民及び職員一人一人が同和問題の正しい理解と認識を深められるよう、同和教育基本方針の作成など、より一層効果的な人権・同和教育及び人権啓発の取り組みが必要です。

身元調査については、全国的には特定8業種(※)に認められた職務上請求制度を利用した、戸籍謄本や住民票の不正請求や悪質な取得といった差別につながる恐れ

---

※ 特定8業種

「八士業」の資格をもった者で、弁護士、海事代理人、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士(順不同)のことをいいます。

のある身元調査事件は後を絶ちません。本市では、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を実施しています。

人権に関する市民意識調査の「身元調査について、あなたはどのように考えますか」への回答では、「当然のことだと思う」や「良くないことだと思うがある程度仕方ないと思う」と考える人は 68.0%と憂慮すべき結果となっています。このようなことから、今後も、事業者・職場をはじめ、学校、地域等の各方面における教育や研修をとおり、身元調査が引き起こす差別の恐れに対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取組を進める必要があります。

## (2) 施策の方向性

- ア 人権が尊重される差別のない社会を目指して、同和問題を人権問題の中核と位置づけ、学校、地域、家庭、企業などあらゆる場における人権教育、同和教育を積極的に推進します。
- イ 同和問題に対する正しい理解と認識を深めていくために、教職員や市職員の研修を充実するとともに、人権に関わる関係機関や関係団体などとの連携の強化に努めます。
- ウ 身元調査が根絶される社会の実現を目指し、事業者・職場や各行政機関や民間団体・市民と連携し、人権教育や啓発活動を推進していきます。
- エ 同和問題に関する人権施策の推進の取組とも密接な連携を保ちながら、個人情報保護の観点からも不正請求・悪質利用等の防止への取組を推進します。

## (3) 施策の推進

- ア 地域に根差した人権教育、同和教育を推進するために、各学校の実績をもち寄り、部落差別の解消に向けて地域の実態を踏まえた効果的な人権教育、同和教育を推進します。また、教職員を対象とした同和教育研修会などを継続して実施し、同和問題に対する理解と児童生徒への指導力向上に努めます。
- イ 生涯学習の観点から身近な公民館などを中心に、人権・同和問題の講習会や研修会を充実するとともに、県や人権に関わる関係機関が行う人権・同和問題研修会などへの市民参加を推進します。
- ウ 市民や企業などが差別の解消に向けた取組が主体的にできるよう、講演会の開催やポスターの掲示、パンフレットの配布などに努めます。また、同和問題をはじめとした様々な人権問題に関する情報や教育資料の収集を行い、その情報提供を行います。
- エ 市職員の研修では、継続して同和問題を取り上げ、人権に関わる関係機関が実施する研修会などにも積極的に職員を派遣し、市職員としての資質と指導力の向上を図ります。

オ 部落差別解消推進法に基づき、同和問題の解決に向けた取組を効果的に実施するため、人権に関わる関係機関や関係団体、NPOなどと協力して人権・同和教育及び人権啓発を行います。

カ 就職時における採用選考においては、身元調査を行ったり、本人の能力や適性とはかかわりのないことを質したりすること等がないよう事業者・職場に向けた公正な採用選考の実施を継続的に働きかけていきます。

キ 公正な採用選考の趣旨について、ハローワークや商工会等関係機関と連携しながら、周知に努めます。

ク 身元調査が人権侵害につながるおそれがあることを啓発し、戸籍の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の周知を図り登録者を増やします。

## 6 外国籍等住民の人権

---

### (1)現状と課題

人・もの・情報の国境を越えたグローバルな移動が容易となり、本市においては、2023年(令和5年)10月末現在の外国籍等住民は437人で、人口に占める割合は1.09%となっています。その数は、他の自治体と比較して高い水準でないものの、増加傾向にあります。日常でも外国籍の人と接する機会も多くなっています。

外国籍住民も地域の一員として生活しているにもかかわらず、外国籍住民であるという理由だけで差別や不利益を受けることがないようにしなければなりません。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題になっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせることになりかねません。そのような情勢の中、2016年(平成28年)に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。

### (2)施策の方向性

ア 言葉の壁や文化、習慣の違いによる生活上の困難が大きい外国籍等住民の不安を解消するため、相談、支援体制の周知を図ります。

イ 互いの文化や生活習慣の違いから生じる差別や偏見を解消するため、正しい認識と理解を深める啓発活動を推進します。

### (3)施策の推進

ア 外国籍等住民に対する偏見や差別などあらゆる人権問題の相談に対応するため、関係機関との連携により、的確な対応に努めます。

- イ 多言語情報をインターネットなど多様なメディアを用いて、よりの確に外国籍等住民のニーズにあった情報提供ができるよう、提供方法と内容の改善に努めます。
- ウ 幼・保、小・中学校などにおいて、ALT(外国語指導助手)配置事業を活用した交流事業を実施するなど、多くの市民が多様な文化を共有できる機会を提供し、国際理解の向上を図ります。

## 7 インターネット等による人権侵害

---

### (1)現状と課題

近年のスマートフォンの急速な普及でインターネットへの接続がより手軽になり、生活の利便性が向上する一方、匿名性と情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載などの人権に関する様々な問題が生じています。いったんネット上に掲載されると、被害は急速に拡大し、これを削除することは極めて困難です。

また、インターネットを通じて大量の個人情報が流出するなどの事件が頻発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を考慮し、国は 2002 年(平成 14 年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」、2005 年(平成 17 年)に「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、2009 年(平成 21 年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年ネット規制法)」を施行するなど、様々な対策を講じています。

また、本市では、学校において児童生徒への情報モラルの学習を進めてきました。しかし、次々と提供される新たな情報サービスを悪用した人権侵害など、手段も多様化しており、インターネットによる人権侵害や犯罪は依然として後を絶たない状況となっています。

人権に関する市民意識調査の「インターネットによる人権侵害がおきていると感じること」への回答では、「他人を誹謗中傷する内容が掲載される」が 78.6%、「他人のプライバシーに関することが本人に無断で掲載される」が 53.8%という結果となり、「インターネットによる人権侵害をなくすために必要と思われること」では、罰則の強化だけでなく、学校や職場における教育・啓発の徹底や利用者に対する教育と啓発の推進を求める回答が多くなっています。

### (2)施策の方向性

プライバシー保護や人権の尊重に関する正しい理解を深めるよう、関係機関と連携

を図りながら、啓発活動と情報モラルとリスクの教育を推進します。

### (3) 施策の推進

- ア インターネットを使った又は悪用した人権侵害の理解を深めるため、研修会や広報紙・ホームページでの広報などにより、市職員や市民に対する啓発活動に取り組みます。
- イ 学校教育では、情報モラルや情報リテラシー、インターネットによる人権侵害に関する授業を徹底します。
- ウ 不適切な情報発信者の規制・罰則などについては、基本的に国が法制度を整備する必要があることから、国の法整備の状況を検証しながら、取締りの強化や罰則などの制度の確立を国、県に要望していきます。
- エ インターネットによる人権侵害の事実を確認した場合は、法務局などの関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

## 8 新潟水俣病患者やその家族の人権

---

### (1) 現状と課題

新潟水俣病被害者の問題は、新潟県固有の人権問題の一つです。1965年(昭和40年)に発生した新潟水俣病は、旧昭和電工鹿瀬工場が阿賀野川へ排出した工場排水に含まれていたメチル水銀によって、阿賀野川流域における環境破壊や健康被害をもたらした公害です。

この公害は、健康被害を与えたばかりでなく、病気を理由として仕事を辞めさせられたり、就職や結婚で差別を受けたり、補償金を受け取ることで中傷や絆の崩壊など、深刻な人権問題を引き起こしました。

これらの差別や偏見、誹謗中傷等は、水俣病に関する正確な情報が発信されず、誤った情報が広がったせいでもあります。新潟水俣病患者やその家族は、肉体的な苦痛ばかりでなく、差別、偏見、誹謗中傷により精神的にも苦しめられることになりました。

新潟県では、2009年(平成21年)に「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行しました。この条例により、新潟水俣病の被害者を社会全体で支え、県民一人一人が新潟水俣病への理解を深めるとともに、このような悲惨な公害が二度と繰り返されることなく、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す取組が始まりました。

また、国では、2010年(平成22年)に施行した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」により、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に向けて行なうべき取組などが定められました。

本市は、新潟水俣病被害者が在住する自治体として、新潟水俣病患者の救済と問題解決に向けて、県や関係自治体と連携しながら、事業に取り組んでいます。

学校教育においては、人権問題の一つとして学習活動を進めています。小・中学校の社会科の学習では、環境問題(公害)として取り上げています。

さらに、人権問題としての認識を深めるため、新潟市北区にある「環境と人間のふれあい館-新潟水俣病資料館-」の訪問、県同和教育研究協議会の副読本「生きるⅢ・Ⅳ」に掲載されている水俣病患者の手記や新潟県が作成した資料集の活用などにより、各学校で学習をしています。

## (2) 施策の方向性

ア 新潟県固有の人権問題である新潟水俣病への正しい認識と理解を深め、人権尊重の理念を広めていくことに努めます。

イ 子どもたちが、新潟水俣病への理解を深め、行動できるようにするためには、資料などを活用した学習活動が必要です。学校における人権教育の実践につなげられるよう、新潟水俣病に関する講座の実施などを推進します。

## (3) 施策の推進

ア 新潟水俣病の発生による差別や偏見の解消、人権が尊重される社会の実現に向け、広報・啓発活動を推進します。

イ 学校教育では、各学校で教育実践がなされるよう、教職員への研修内容を検討します。また、活字や写真などの資料の活用だけでなく、被害を受けた人の講演や学校における実践例の紹介などによる研修の場を設けます。

## 9 性的指向・性自認にかかわる人権

---

### (1) 現状と課題

性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは、戸籍上の性にかかわらず、自分の性をどのように認識しているかを示す概念です。

2004年(平成16年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍や住民登録上で性別の変更が認められるようになりました。

さらに、2023年(令和5年)6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行し、性的指向にかかわらず人権を尊重し、不当な差別はあってはならないとの基本理念が規定されました。



また、一部の自治体では、同性間のパートナーシップを認める条例が制定されるなどの施策も進められています。

しかし、性的指向や性自認についての理解はいまだ十分とは言えず、社会生活のさまざまな場面で偏見や差別を受けることがあります。

## **(2) 施策の方向性**

性的指向や性自認についての正しい認識を市職員はもとより、学校現場を含む社会全体に広げ、当事者やその家族が差別や偏見を受けることなく、誰もがその人らしさを尊重される社会づくりの推進が必要です。

## **(3) 施策の内容**

さまざまな悩みごとに対応するため、研修会や講座に参加し、職員や相談員の知識と対応力の向上と相談体制の充実を図ります。

# **10 犯罪被害者やその家族の人権**

---

## **(1) 現状と課題**

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位の噂や心ない中傷などにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

周囲の人々の言動やマスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害や名誉棄損等、二次被害の問題も指摘されています。

そのため、犯罪被害者等の権利権益の保護を図るため、2004年(平成16年)に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。犯罪被害者等が平穏な生活を回復するためには、社会全体で支援していくことが求められています。

思いがけず犯罪に巻き込まれて被害者になった人たちが置かれている状況や心情を理解し、その方々が平穏な生活を取り戻すことができるよう地域社会で支えていくことが必要です。

本市では、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るため、2022年(令和4年)に「阿賀野市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

## **(2) 施策の方向性**

市民一人一人が、犯罪被害者やその家族の人権を尊重する視点に立ち、関係行政機関や民間団体とも連携しながら、家庭、地域、学校、事業者・職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発の取組を進めていきます。

### **(3) 施策の推進**

国、県、人権擁護機関や民間団体等との連携による的確な相談や救済体制の充実に努めます。

## **11 感染症と人権侵害**

---

### **(1) 現状と課題**

医学医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、感染症は、今なお人類に脅威を与えています。世界で猛威を振るった「新型コロナウイルス感染症」では、未知のウイルスに対する恐怖や不安から、感染者や医療従事者、その家族への偏見や差別も見られ、社会的な問題となりました。

これまでも、日本ではHIV感染者などといった感染症患者やその家族等に対する人権侵害が生じています。

感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症患者が安心して医療を受けたり、医療従事関係者やその家族が安心して生活することができるようにするため、一人一人が感染症に対する正しい知識を持つことや相手の立場を理解する気持ちを持つことが求められます。

### **(2) 施策の方向性**

感染症に起因する差別や偏見を解消し、感染症患者や医療従事者とその家族等への人権侵害を防止するため、市民に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

### **(3) 施策の推進**

流行した感染症に関する正しい知識の普及や感染症に起因する差別を行わないよう、広報紙やホームページ等を用いて周知を図ります。

## 第5章 人権施策推進に向けて

### 1 庁内推進体制の整備

社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に適切に対応するためには、庁内の各担当の専門的な対応と関連する部局間の密接な連携体制が不可欠です。

そのため、本市の人権政策を全庁的な組織で総合的・効果的に推進するため、「阿賀野市人権教育・啓発推進委員会」を設置し、庁内各課と緊密な連携を図りながら、人権教育・啓発推進計画の調整及び総合的な推進を図ります。

### 2 関係機関との連携・協働

#### (1) 国・県等との連携

人権が尊重される社会を実現するためには、国、県、関係機関及び関係団体と共通認識のもと、協力し合うことが必要です。

このため、国と県はもとより、新潟地方法務局新津支局、新潟・新津・三条地域人権啓発活動ネットワーク協議会（新潟・新津・三条地域の新潟地方法務局各支局、管内各人権擁護委員協議会及び本市を含む管内各市町村で構成）、新津人権擁護委員協議会などの関係機関との連携を深め、情報の共有、事業の共催など積極的に行い、地域の実態の把握に努め、効果的な人権教育と人権啓発を推進します。

#### (2) 事業者、NPO等との連携

本計画の実効性を高めるには、行政のみならず、事業者や人権問題の解決を目指すNPO、人権関係団体などと協働で、人権教育と人権啓発の取組を積極的に行っていく必要があります。

このため、ハローワークや事業者（企業）、NPOなどへの情報提供を行なうとともに、相互の交流を深め、市民協働で幅広い組織作りなど連携・協力体制の強化を図りながら、効果的な人権教育と人権啓発を推進します。

また、人権教育・啓発を推進するには、広域的な連携も必要です。そのため、近隣市町村との連携を図り、取組を進めます。

# 参 考 资 料





第2次阿賀野市人権教育・啓発推進計画

令和6年3月

発行：阿賀野市

編集：阿賀野市民生部市民生活課相談係

〒959-2092

阿賀野市岡山町10番15号

電話 0250-62-2510 FAX:0250-62-7444

E-mail:shimin@city.agano.niigata.jp